

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

令和元年12月9日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（39名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	行政管理課長	木村西君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君

総務管財課長 岩本尚史君  
職員課長 矢吹勇一君  
納税課長 中野哲也君  
市民部副参事 宮田智雄君  
子育て支援部  
副参事 榎本豊君  
福祉推進課長 嶋田淳君  
都市計画課長 神山尚君  
下水道課長 廣瀬裕君  
社会教育課長 高田匡章君  
中央図書館長 當摩弘君

情報管理課長 山田茂人君  
課税課長 真野淳君  
産業振興課長 小川泉君  
地域振興課長 大法努君  
保育課長 関田孝志君  
ごみ対策課長 中山仁君  
土木課長 寺島由紀夫君  
学校教育部  
副参事 吉岡琢真君  
中央公民館長 佐伯芳幸君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（中間建二君） 12月6日に引き続き、16番、荒幡伸一議員の一般質問を行います。

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。先週に引き続きまして、再質問をさせていただきます。

4番、産業振興についてでございますけれども、令和元年度の産業まつりは50回目という節目に当たり、昨年度を大きく上回る来場者を迎えられ、大成功に終わられたところでございますけれども、その一方で、来場者の安全確保が課題であるというふうに市長の御答弁にございました。市は具体的にどのような面において、安全確保が必要だとお考えなのか、まず伺わせていただきます。

○産業振興課長（小川 泉君） 安全面の課題であります。年々増加しております来場者に加えまして、出店者のテント数もふえてきており、かなり混雑した状況がうかがえます。こうしたことから、けが等の対応策など、来場者への配慮がさらに必要ではないかというふうに考えてるところでございます。

また庁舎の北側、砂利敷駐車場につきましては、祭り当日、来場者の駐輪場となっておりますが、自転車があふれるほどの状況となることがございますので、これに起因するけがでございますとか、祭り会場との間の一般道を通る車との事故も、来場者の増加に伴い不安材料の一つとして捉えているところでございます。特に開催が土曜日に当たる場合につきましては、午前中は開庁をしているところでございまして、来庁者の駐車場も兼ねておりますので、事故等についても懸念が生じているところでございます。

対策につきましては、こうした内容を実行委員会側に御説明させていただきながら、調整を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

産業まつりの開催に当たっては、数多くの市民の皆様が楽しみにしている産業まつりでございますので、この点については今後も安全で盛大に開催できるように、実行委員会と調整を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、2番目のうまかんべえ～祭の差別化についてでございますけれども、開催の目的が異なることはわかりましたけれども、運営面においてはどのような違いがあるのか教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 運営面の違いでございます。うまかんべえ～祭の運営につきましては、東大和市商工会やJA東京みどりの組合員の方にも、構成メンバーに加わっていただきながら、東大和市民で構成されます任意の団体が担っているところでございます。また、うまかんべえ～祭実行委員会には事務局の組織がございませんので、実行委員会が主体的に運営をしておりますが、求めに応じまして市がアドバイスをさせていただいているところの状況でございます。

一方、産業まつりを運営する実行委員会は、農業部門と商工部門に分かれており、両部門が合わさり一つの実行委員会を構成しています。それぞれの部門は、JA東京みどり東大和支店であるとか、東大和市商工会が

事務局を担うことで、主体的な運営がなされているところであります。この点は、うまかんべえ〜祭と異なる点であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） うまかんべえ〜祭も、この産業まつりと同じく、この実行委員会が主体的に行っているとのことでございますけれども、市の関与の仕方については違いがあるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 市の関与でございます。うまかんべえ〜祭では、開催に向けて必要となる外部との団体との調整、こういったものを手助けするとかですね、PRとして必要となる市内外への情報発信について、市がお手伝いをしているところでございます。

産業まつりでは、同様に情報発信のお手伝いを行っておりますが、他の面においては実行委員会が主体性を持って実施しているところでございます。実行委員会への関与につきましては、双方とも基本的には実行委員会からの要請に基づいて、市のほうでも出席させていただいているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） どちらも実行委員会が主体的に行っていることは、理解をいたしました。

次に、産業まつりの目玉と言えるこの野菜宝船の宝分けについてお聞きをいたしますけれども、市は宝分けでどのぐらいの数が、市民の皆様様に配られているのか、把握をされているのか、教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 宝分けの数でございます。宝分けで分けられた袋の数で把握をさせていただいておりますが、平成30年度の第49回の開催時が約2,200袋、令和元年度の第50回開催では、台風等の影響、悪天候が影響をしたこともございまして、約1,600袋であったというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 宝分けは、多くの市民の皆様が楽しみにしているとともに、縁起物的な要素から喜ばれているというふうに思います。しかし、配られた数をお聞きしただけでも、この農業者の皆様への負担も大変なものではないかというふうに心配になるわけでございますけれども、産業まつりに対する市の補助金のほかに、観光資源として広く情報発信することにより、活用できる補助金はないのかどうか、お伺いをさせていただきます。

○産業振興課長（小川 泉君） 活用できる補助金についてでございます。産業まつりに関しましては、東京都や都の観光財団等に対象となる補助制度がないかといったことについて調査をしておりますが、現在のところ該当がないというふうに認識しております。

実行委員会、特に農業の今回の宝船の補助金でございますけれども、こうした補助が活用可能な直接補助、こういったものがございましたら、ぜひ実行委員会のほうにも御案内をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

天候不順や後継者の問題などで、この農業者の皆さんの負担も大きくなっていることかというふうに思われますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また市民の皆様は、産業まつりは市民祭りなんだというふうに思ってる方も多くいらっしゃると思いますので、こ

の市民祭りという位置づけというのも考えられるのかというふうに思いますので、御検討のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

では、5番の薬物乱用防止の取り組みに移らせていただきます。

近年、スマートフォンの普及により、手軽にインターネットを利用できる環境になったことで、密売や購入方法の潜在化や巧妙化が一層進んでおり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大していることが指摘をされております。特に大麻については、有害性はないだとか、大した害がない等の誤った情報が氾濫しているようでございますけれども、学校ではどのような内容を指導しているのか、まず教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 中学校の保健の授業では、覚せい剤とともに大麻を取り上げ、接種によって錯乱状態や急死などを引き起こすこと、依存症があらわれ、さまざまな障害が起きることを理解できるように指導しております。また薬物乱用は社会への適応能力や、責任感の発達を妨げるため、暴力、性的非行、犯罪など、家庭、学校、地域にも深刻な影響を及ぼすことがあることも、理解できるように指導しております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** それでは、合法ドラッグと言われるものがありますけれども、これについては学校ではどのような内容の指導をしているのか、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 合法ドラッグについてであります。合法という言葉から、合法的に認められたドラッグという印象を与えるため、現在では危険ドラッグと称されております。市内で使用しております中学校の保健の教科書には、法律で禁止する成分とは異なるドラッグとして、幸福感、快樂などが高まるとして売られている薬物がふえており、犯罪に悪用されたり、死亡事故を招いたりすることがあると記載されております。市内の中学校においては、この教科書を活用して、絶対に手を出してはいけないことを指導しております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 市長、教育長の御答弁では、薬物乱用防止教育は全ての小中学校で実施しているとのことでしたが、取り組みで工夫してるようなことがありましたら、教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 薬物乱用防止教育の取り組みの工夫につきましては、学校における薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意味を持つことから、学校と家庭、地域との連携を図るとともに、外部専門家との連携、協力した指導を行う薬物乱用防止教室等を実施するなど工夫しております。

また、その他の工夫した取り組みとしましては、第三中学校では今年度、薬物乱用防止ポスターの作成を夏季休業中の美術科の課題として生徒が取り組みました。補足になりますが、第三中学校では作品の応募率が全校生徒25%以上であったことから、東京都から薬物乱用防止活動率先校として表彰されております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。すばらしい取り組みだというふうに思います。

他の学校も負けずに頑張っていることと思いますが、薬物乱用防止教室の実施状況について教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 薬物乱用防止教室を全ての小中学校において、年1回開催するよう東京都では求めており、市内小中学校では、これまで全ての学校で年1回実施しております。

なお、平成30年度に限り、日程等の関係で講師が確保できなかったことなどの理由から、一部の学校では未

実施となっております。今後も、市内全ての小中学校で毎年実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ、お願いをしたいと思います。

では、文部科学省からの通知、薬物乱用防止教育の充実についての中では、薬物乱用防止教室は外部専門家による指導が望ましいとの記載がございましたけども、外部専門家とはどのような人であり、どのように選定してるのか教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 外部専門家とは、警察職員、薬剤師、薬物乱用防止指導員などであり、各学校が講師を選定し、依頼しております。講師として、薬剤師を活用してる市内の学校におきましては、各校の薬剤師に直接依頼して実施している状況がございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、外部専門家の活用状況について教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 過去2年間の外部専門家の活用状況についてであります。平成29年度は、警察職員5校、薬剤師5校、薬物乱用防止指導員1校、民間団体等構成員1校であります。その他、薬物乱用防止教育に対して、造詣の深い指導的な教員や養護教諭が3校でありました。平成30年度は、警察職員2校、薬剤師3校、薬物乱用防止指導員2校でありました。その他、薬物乱用防止教育に造詣の深い指導的な教員や養護教諭が2校でありました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

さまざまな理由はあるのでしょうかけれども、やはり外部の方から話を聞くと、リアルで現実味があるかというふうに思いますので、全校で実施できるように、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、法律による取り締まりや規制は大事でございますけども、何より一人一人が、まず違法薬物にかかわらないようにすることが大切だというふうに思います。そのためには、違法薬物について正しい知識をしっかりと身につけることが重要となりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 木下富雄君

○議長（中間建二君） 次に、10番、木下富雄議員を指名いたします。

[10番 木下富雄君 登壇]

○10番（木下富雄君） おはようございます。議席番号10番、自由民主党の木下富雄でございます。令和元年第4回の定例会におきまして、通告に従い2点、御質問いたします。

まず初めに、東大和市の農業振興と生産緑地法の改正等についてお伺いいたします。

①といたしまして、農地の保全に対する農業振興施策についてお伺いいたします。

②といたしまして、生産緑地法の改正についてお伺いいたします。

③といたしまして、特定生産緑地の指定についてお伺いいたします。

次に、過日の一般質問の中で、先輩議員のお心遣いにより質問させていただきますが、ふれあいなごやかサロン活動についてお伺いいたします。

①といたしまして、事業の内容及び現状についてお伺いいたします。

壇上での質問は以上でございます。再質問につきましては、御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

[10番 木下富雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

初めに、農地の保全に対する農業振興施策についてであります。市ではJA東京みどりと連携しながら、農業後継者や農業者の組織的活動を支援するとともに、認定農業者の支援などにより、経営意欲のある農業者をふやすことで、農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、生産緑地法の改正についてであります。平成28年5月に政府が定めました都市農業振興基本計画では、都市農業の多様な機能を再評価し、都市農地を宅地化すべきものから、都市にあるべきものへ大きく転換しております。このような背景によりまして、平成29年6月、生産緑地法が改正され、生産緑地地区の面積要件や、農家レストランの設置などについての建築規制が緩和されているとともに、生産緑地を保全するための特定生産緑地制度が創設されたところであります。

次に、特定生産緑地の指定についてであります。多くの生産緑地は令和4年に指定から30年が経過し、買い取り申し出が可能となるため、急速に宅地化が進行する可能性があります。そこで国は生産緑地を保全するため、生産緑地を特定生産緑地に指定することにより、買い取り申し出ができる期間が10年延長されるとともに、これまでと同様に固定資産税や相続税などの優遇措置を継続させることができる制度を創設しました。市としましては、特定生産緑地の指定を進めるため、生産緑地の所有者に対し、制度の趣旨を御理解いただくための説明会を実施したところであります。

次に、ふれあいなごやかサロン活動の事業の内容及び現状についてであります。地域における集いの場であるサロン活動に関しまして、団体の立ち上げや運営等に関する相談があった場合の情報提供や活動費の助成など、東大和市社会福祉協議会がさまざまな支援を実施しております。市では、この事業に係る人件費や事業費等の一部を補助しております。近年、サロンを運営する登録団体数はふえ続けており、また平成30年度の延べ参加者数は1万5,000人を超えるなど、サロン活動は地域コミュニティの形成や、介護予防などに寄与しているものと認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番(木下富雄君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず初めに、農地の保全に対する市の取り組みについてお伺いいたします。これまでも多くの議員の方が一般質問しておりますので、重複する内容があるかもしれませんが、改めてお聞きいたします。

市が策定いたしました東大和市農業振興計画におきまして、計画の策定の目的を持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農業振興に資するとしていますが、どのように農地を保全していくのか、お伺いいたします。

○産業振興課長(小川 泉君) 農地の保全についてでございます。

生産緑地の指定や再指定を含む、そういった制度の推進をする必要がまずはあると考えております。農業の

政策といたしましては、保全のための市民農園等としての利用の促進、こういったものや、農業者と市民の交流を通して、市民の都市農業への理解の促進を図るとともに、農地への空き缶等の不法投棄の防止対策、こういったものや、鳥獣被害対策などを行い、農業者が安心して生産できる環境づくりを進めていかなければいけないのかなというふうに考えているところでございます。

また都市農業活性化事業など、東京都の整備事業の導入、相続税の納税猶予制度の活用促進、こういったものもあわせて図ってまいりたいというふうに考えております。さらに農地が維持されるよう、農業の労働力の確保等の支援にも、あわせて努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 農地の保全策として、さまざまな政策を行っていただいているわけですが、近年、特に顕著なのが農業者の高齢化に伴う労働力の低下であり、農地の維持が困難な状況が生じております。そこで、御答弁の中にもありましたが、労働力の補完のために、市といたしましてはどのような対策をお考えになられているのか、お伺いいたします。

○産業振興課長（小川 泉君） 労働力の補完についてでございます。東大和市の農業を振興し、農業従事者を確保していくためにはですね、認定農業者制度の推進に加えまして、農業後継者に係る支援策としまして、先進的な農業の視察研修ですとか、あと経営面の支援策など、総合的な推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。また援農ボランティアなどによります労働力の補完も重要であると考えますことから、多様な人材確保にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

次に、②の生産緑地法の改正についてお伺いいたします。

最初に、当市における生産緑地面積の推移についてお伺いいたします。

多くの生産緑地地区が指定された平成4年と現在を比較すると、どのような状況でしょうか。また追加指定で増加する面積と削除による減少する面積も、あわせて教えていただけたらと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、平成4年と平成31年の比較ということでお答えいたします。

平成4年の生産緑地地区の面積は、約62ヘクタールでございますが、平成31年4月の段階で約44ヘクタールとなっております。減少面積は約18ヘクタールで、減少率は約30%というところでございます。途中の増減でございますけれど、約6ヘクタールの農地を生産緑地地区に追加で指定して一方で、約24ヘクタールを削除しているというような状況でございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

生産緑地の追加申請も実施されているわけですが、全体として生産緑地の減少が進んでいることはよくわかりました。そこで、生産緑地が減少していく要因をどのように捉え、どのような対策を講じているのか、お聞かせください。

○産業振興課長（小川 泉君） 生産緑地の減少の要因とその対策でございます。

生産緑地の減少の主な要因といたしましては、相続を契機としたものや、農業の担い手や後継者の不足が要因というふうに考えているところでございます。こうした担い手の減少でございますけれども、農業経営者の高齢化が進む一方で、都市農業ならではの地産地消という地元で消費できるというメリットはございますが、採算

性といった面での経営面の課題などもございまして、後継者の確保が困難な状況となっていることが考えられております。

対策といたしましては、先ほどとちょっと重複をいたしますが、農業後継者への支援に係る施策と認定農業者制度の推進、効率的かつ安定的な農業の経営を目指すことや、援農ボランティアなど、多様な人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ただいまの御答弁の中で経営面積の課題とありましたが、農地にはさまざまな機能がありますが、私はその中でも供給機能が市民に最も身近なものでわかりやすいと思っております。都市農地の立地を生かし、安全で新鮮な野菜を近隣住民に供給することがとても重要です。市でも直売所マップを作成し、支援していただいていると思いますが、こうした支援の継続をさらに続けてお願いいたします。

また市長の御答弁の中にも、生産緑地法の改正により、農家レストランの設置について建築規制が緩和されたとありましたが、地元の新鮮な野菜を素材としたレストランができれば、市民の皆様にも喜ばれますし、農家の収入も見込め、営農の継続につながるのではないかと考えております。

そこで、お伺いいたしますが、農家レストランはどのような場合に設置できるのでしょうか。当市ではまだないと私は認識しておりますが、他市ではどうなのでしょう、教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） まず農家レストランを設置するには、用途地域の制限がございます。第1種低層住居専用地域では設置できませんけれど、都市計画道路の沿道などの第1種中高層住居専用地域であれば設置は可能でございます。

またレストランの食材は、生産緑地内の農産物を主たる材料とする必要があるほか、施設の規模が生産緑地全体の20%以下であることや、レストランを除いた生産緑地の面積が下限面積であります300平米を下回らないことなどの要件がございます。導入事例ですけれど、令和元年5月時点でございますが、全国レベルで見てもないということでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 現時点では全国レベルで見てもないということで、なかなか難しい面が多数あるようでございますが、収入の確保、後継者確保のためにも、農家の皆さんにアピールしていただくことは必要であると考えます。もし設置できれば、先進的な振興の手段ともなると思います。PRについては、どのようなお考えがあるのか、あわせてお聞かせください。

○産業振興課長（小川 泉君） 市では、こういった農家レストランができた場合におきましても、基本的に個別事業のPRについては行っておりません。観光イベントに絡めて、地産地消の観点から地元食材を生かしたお店として、情報発信をさせていただくことや、ウォーキングイベントの立ち寄り箇所として御紹介するなど、事業に御協力いただくことでPRも可能というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。これからも多面的な対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

次に、生産緑地が解除されるに至る要因として、後継者不足や経営面の課題という御答弁がありました。解除される要因のもう一つに道連れ解除というものがあると思いますが、この道連れ解除とはどういった解除なのかを御説明願います。

○都市計画課長（神山 尚君） いわゆる道連れ解除とはですね、複数の所有者の農地を一団として生産緑地地区に指定している場合において、一部の所有者の死去等に伴う相続などによって、生産緑地地区の一部が解除された場合、残りの生産緑地の面積が要件を下回ってしまうと、営農を継続する意思があっても、地区全体が解除されてしまうことをいいます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 本人に営農の意欲があっても、他の所有者の死亡に伴い、自分の農地も生産緑地地区が道連れの解除されてしまうことと理解いたしました。このような道連れ解除が起きた農地に、相続税の納税猶予がかかっていた場合、納税のために所有者は農地を売却する可能性が高いと思います。つまり、農地の減少につながってしまいますが、国はこのような道連れ解除に対応するため、どのような制度を導入しているのでしょうか、お教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 1点目でございますけど、生産緑地の面積要件を条例で300平米まで引き下げられるように法令を改正しております。当市におきましては、条例を制定済みでございます。

2点目ですけれど、国は都市計画運用指針を改正し、小規模の農地を合わせて一団のものの区域とする運用を見直しております。最初に見直し前の国の考え方ですが、物理的な一体性が必要でございます。例えば生産緑地の下限面積は300平米ですので、200平米の農地は生産緑地に指定できません。しかし、この200平米の農地に別の方が所有する農地、150平米が物理的に接している場合は、所有者の異なる200平米と150平米を合わせて一団のものの区域とし、350平米の生産緑地地区を指定できます。

今回の見直しでございますけれども、原則は物理的な一体性を必要としたままで、運用指針にただし書きとして、離れた位置にある農地同士を、一定の要件のもと一団のものの区域とできるように見直しをしております。

要件としましては、3点ありまして、1点目は稠密な市街地——混み合った市街地であること。2点目は、同一の街区または隣接の街区にあること。3点目は、一体として緑地機能を果たすことでございます。

市といたしましても、離れた位置にある農地同士を一団のものの区域とするための3要件について、現在検討しているところでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 詳しい説明、ありがとうございます。

運用に難しい面はあると思いますが、営農の意欲がある所有者の生産緑地を保全するため、ぜひとも早期に対応いただけるよう御検討をお願いいたします。

さて、保全していく上では、経営面など課題がある中でも、市は生産緑地を保全していきたいと考えている、または思っていると思いますが、市の生産緑地の保全について、どのような目標値を掲げていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 令和10年における目標値でございますが、緑の基本計画におきまして、約33ヘクタール保全する目的を掲げております。

以上です。

○10番（木下富雄君） ただいま、約33ヘクタールを保全する目標を掲げているとお伺いいたしました。その数値はどのようにして導かれた数値なのかお教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 目標値の設定の考え方でございますが、1点目といたしまして、改定前の緑の

基本計画の計画期間でございます平成10年から平成29年までの減少率を、目標年度の令和10年度まで維持するものとしております。

2点目でございますけど、特定生産緑地への移行率を80%としております。これは国が事前にアンケート調査を行った際の移行率、75%程度でございましたが、こちらを上回る率を設定しております。

以上です。

○10番（木下富雄君） ただいまの御答弁の中で、特定生産緑地の話が出ましたので、③の項目へ移りたいと思います。

市は、特定生産緑地への移行を農家の皆さんへ促していくことになると思います。2022年に指定から30年が経過する生産緑地が多いと思いますが、そのうち特定生産緑地への指定対象となる生産緑地の面積と割合をお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 2022年の面積は、現段階でちょっとわかりませんので、平成31年4月の面積ということでお答えさせていただきます。

特定生産緑地の指定対象となる生産緑地は、平成3年の法改正による、いわゆる新法に基づき指定された生産緑地となります。その面積は32.81ヘクタールでございます。この32.8ヘクタールのうち、2022年に指定から30年が経過するのは28.55ヘクタールで、対象となる新法で指定された生産緑地の87%に当たります。

以上です。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。

先ほどの市長御答弁の中で、特定生産緑地制度の説明会を実施したとありました。私もこの説明会には参加させていただきました。改めて、制度の概要と当市の対応についてお伺いいたします。また、どのような場合に特定生産緑地に指定できるのかをお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 特定生産緑地の指定要件でございますけど、4点ほどございます。

1点目が、生産緑地地区に指定されていることです。特定生産緑地は、生産緑地地区の中から指定することになります。

2点目は、当初指定から30年が経過する日、これを申し出基準日と呼んでおりますけれど、申し出基準日がおおむね3年以内に到来することでございます。

3点目は、適切に肥培管理されている農地、生産緑地であることということです。

4点目は、一筆の一部を指定する場合は、当該一部について分筆し、一筆の全部としていることでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 御説明、ありがとうございます。

市では、条例で生産緑地を指定する際の下限を300平方メートルとしていますが、特定生産緑地の指定に際して面積要件を定めてはおりません。例えば1,000平方メートルの生産緑地を、200平方メートルだけ特定生産緑地に指定することも可能なわけですが、結果的にこの200平方メートルでは、大もとの生産緑地としての面積要件を満たしてはおりません。将来的に解除されてしまう場合もありますが、幅広く都市農地を保全する意図から、あえて面積要件を定めなかったのかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） まず法令や国の運用指針におきまして、特定生産緑地の指定に際しての面積要件はございません。面積要件を定めないことで、複数の所有者の小規模農地を一団として生産緑地地区に指定

している場合で、かつ指定年が3年以上異なる場合、あるいは旧生産緑地法で指定した生産緑地に、小規模な新法を生産緑地がついている場合などの指定がスムーズになるといった面がございます。

この件につきましては、農業委員会とも意見交換した結果、生産緑地の所有者にしっかりと説明することを前提に、面積要件を定めないとしたものでございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 先ほどの一団要件を見直せば、小規模の特定生産緑地も残せるようになります。このことも考慮しながら、ぜひ一団要件の前向きな検討をお願いしたいと思います。これは要望です。

また、肥培管理の要件もつけていますが、どのような趣旨でこの要件をつけたのか、お伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 市といたしましては、特定生産緑地の指定に際しまして、仮に肥培管理が悪い農地があった場合、積極的に除外していくということではなくて、農家の皆様がしっかりとやっていることを市民の皆様にご理解いただきながら指定していくために、指定の期限まで時間をかけて適切に肥培管理していただけるようお話しさせていただきながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（木下富雄君） 大変よくわかりました。

生産緑地の保全是、特定生産緑地の指定にかかっていると言っても過言ではございません。ぜひ保全を第一に、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

また、市では生産緑地の所有者にアンケートを実施していると思いますが、アンケートの結果を現時点の概要で構いませんので、お教え願えますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） アンケートを送付した所有者、152人でございまして、先月、11月14日現在、120人、約80%の方から回答を得てございます。

アンケートの中で、特定生産緑地に指定する予定について聞いており、その結果でございますが、全ての生産緑地を指定する予定という回答は、返信のあった120人のうちの77人で、全体の64%でございます。指定の考えはありますが、どの生産緑地を指定するか検討中という方は14人で、11%です。全部指定及び一部指定を合わせますと91人で、回答者全体の75%の方が、全部または一部について指定の意向を示しております。一方、検討中の方は20人で17%、指定しないという方は8人で7%という状況でございます。

以上です。

○10番（木下富雄君） 細かいデータの御説明、ありがとうございます。検討中の方が20人いますので、今後とも丁寧な説明を継続してほしいと思います。

次に、生産緑地の保全にはさまざまな制度があると思いますが、特定生産緑地以外ではどのような制度があり、どのように取り組んでいるのかお教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、生産緑地の下限面積を500平米から300平米に引き下げる条例を制定しております。これによりまして、生産緑地の保全及び追加指定の幅が広がっております。また過去に農地の転用届が出された農地を、生産緑地に指定できるように改めております。

同時にですね、過去に買い取り申し出により、行為制限が解除された生産緑地を、再度、生産緑地に指定できるようにも改めております。

また物理的に離れた小規模の農地を、一団の区域として生産緑地地区に指定することにつきましては、現在検討中でございます。

なお、後継者不足への対策としまして、国は所有者が安心して生産緑地を貸すことができるように、都市農地の貸借の円滑化に関する法律を制定しております。

以上です。

○10番（木下富雄君） ささまざまな制度があり、市も努力されていることは大変よくわかりました。

最後になりますが、生産緑地の保全に取り組むためには、農政部門、都市計画部門、そして農業委員会の協力、連携が必要であると思っておりますが、現在どのように連携し取り組まれているのか、それぞれお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） まず都市計画部門につきましては、用途地域や高度地区など都市計画の地域地区の1つでございます生産緑地地区の都市計画決定を担っておりますが、肥培管理など農地の現況につきましては、詳細な把握はなかなか難しいところでございます。このため、生産緑地地区に指定する農地としてどうなのかといった点につきましては、農業委員会の御意見を聞いて決定するなど、連携をしているところでございます。また特定生産緑地の指定につきましても、農業委員会事務局と共同で説明会を開催しておりますし、肥培管理の事前確認なども現在共同で行っているところでございます。生産緑地も農地でございますので、今後とも農政部門、農業委員会と連携して事務を進めていくことが重要と考えております。

以上です。

○産業振興課長（小川 泉君） 農地の保全に向けた連携に関しましては、都市計画課長から御答弁さしていただきましたとおりでございます。農政部門及び農業委員会といたしましても、各関係部署との連携、調整を図りながら、今後も積極的に事務を進めていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ありがとうございます。ぜひ東大和市の農業の未来のために、関係者が協力、連携して取り組むことを切にお願いいたしまして、この項目を終わりにしたいと思います。

それでは、次の項目の質問に移ります。

東大和市社会福祉協議会で実施しているふれあいなごやかサロン活動とは、どのように定義されているのか、改めて確認させてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ふれあいなごやかサロン活動の定義についてであります。東大和市社会福祉協議会で定めております、ふれあいなごやかサロン活動実施要領におきまして、社会福祉協議会に登録し、地域を拠点に住民である参加者が協働、これは協力して働くの協働ですね、協働で企画運営し、誰もが参加することができる交流と仲間づくりの活動を行う団体を、ふれあいなごやかサロンとすると定義づけされております。

また、サロンは小地域、これは小さい地域と書きまして、歩いて行ける身近な範囲のことを指します。小地域を基盤とした公共の福祉に資する活動で、高齢者、障害者、子育て世代などの孤立を防ぐため、参加者を広く受け入れる姿勢を持ち、活動内容を限定しないものとする。原則として、開催頻度が月1回以上程度の活動とする。全ての市民を参加対象とすることなどが定められております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 詳しい御説明ありがとうございます。先ほどの市長の御答弁の中で、サロン活動に対するさまざまな支援を社会福祉協議会が実施しているということでありました。この中で活動費の助成という御答弁がありましたが、この内容をもう少し詳しくお教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） サロン活動に対する助成金の内容についてであります。社会福祉協議会で定めております、ふれあいなごやかサロン等活動費助成事業実施要領に基づきまして、登録団体からの申請により交付されるものであります。助成金の額についてであります。団体の立ち上げに関する費用としまして、これは設立年度に限りませんが、上限1万円。また運営費用としまして、年度で上限3万円とされております。助成金の使途としましては、会場使用料や茶菓、消耗品等、運営に関する諸費用、広報等に関する費用など、当該団体における必要経費の一部に充てることと定められております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） 詳しい御説明、ありがとうございました。

この事業にかかわる人件費及び事業費の一部を市が補助しているということですが、この補助金の内容をさらに詳しくお教えてください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ふれあいなごやかサロン活動事業への市の補助金についてであります。社会福祉協議会におきまして、ふれあいなごやかサロンや、見守り・声かけ活動、こちらの事業のくくりをです。ふれあいのまちづくり事業としてくくっております。市はこのふれあいのまちづくり事業全体に対する補助金として交付しているものであります。

補助金の内容についてであります。ふれあいのまちづくり事業を担当する正職員1名分の人件費、ふれあいなごやかサロンに参加する、全ての方に社会福祉協議会が掛けております保険料、それから見守り・声かけ活動の協力員の方のボランティア保険料、それ以外のその他の事務経費、以上が補助金の内容となっております。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） それでは、ただいまの御答弁によれば、先ほども質問いたしましたサロンの登録団体への助成金には、市の補助金は含まれていないようですが、そう理解してよろしいのでしょうか。また、そうであるならば、助成金の財源はどのようなになっているのかお聞かせください。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者から御指摘がありましたとおり、市の補助金につきましては、サロンの登録団体の活動に対する助成金には充当されておりません。助成金の財源についてであります。社会福祉協議会に確認いたしましたところ、会員からの会費収入などの社会福祉協議会独自の自主財源により賄っているとのこととあります。

以上でございます。

○10番（木下富雄君） ふれあいなごやかサロンなど、身近な地域で行われる小地域活動は、地域での触れ合いや仲間づくりなど、今定例会の他の議員の一般質問の中で、キーワードとしてたびたび出てまいりました孤立やひきこもりなどの予防など、市の施策にも合致するものと考えます。また高齢者のみならず、障害のある方、あるいは子育て奮闘中の親など、サロン活動は幅広い世代に有益な事業であります。冒頭の市長からの御答弁にもありましたとおり、サロンの数がふえ続けているということは、地域にそういう場が必要であるという、市民のニーズがまだ多く存在しているということとございます。

一方で、サロンの数がふえることにより、社会福祉協議会から見れば、助成金の支出がふえるということになります。助成金の財源は、社会福祉協議会の自主財源ということとありますが、会費や寄附金などの独自の収入が潤沢にあるとは考えられませんので、今後、助成金が減額されてしまうかもしれないという状況が起こり得ます。市の財政状況も大変厳しいことは重々承知しているところでありますが、小地域活動継続のために、

サロン活動助成金に市の補助対象経費の算入を検討いただくことを要望いたしまして、私の一般質問はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木下富雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、風水害から身を守るための取り組みについて伺います。

ことしの秋の台風は、これまで何人もの議員が質問しているとおり、この東大和市にも被害と不安をもたらしました。また当市では地域防災計画の見直し時期で、風水害対策計画の部分も大幅に改定をし、ハザードマップの改正も進めていくとのことでした。

私は、当市の風水害は、ある意味、自然災害というより人災に近く、どう対応していくか次第で被害を最小限に抑えられると考えます。河川については、特に東大和市内を流れる川は人の手で作られた川です。溢水被害があれば、そうならないための策は前倒しで行うべきです。今回の特に台風19号についての人々の避難行動や河川の状況などを伺い、次への備えと進められるように質問をさせていただきます。

①災害時の避難について。

ア、防災行政無線やホームページ等の市からの情報提供について。

イ、これまでに避難した方の状況や要望について。

②河川の溢水対策について。

ア、近年の豪雨時の奈良橋川、空堀川、前川の溢水状況について。

イ、河川改修工事についての市の見解は。

ウ、空堀川上流雨水幹線整備についてです。

次に、要介護・要支援認定について伺います。

2000年に始まった介護保険制度は、もうすぐ20年となります。この間、改定をしながら運営されてきましたが、使い勝手をよくして利用者に寄り添ったサービスが受けられる方がいる一方、思うようなサービスにつながらない方もいらっしゃると思います。介護給付費が膨らみ、全国で合わせて10兆円を超えたとの報道がありました。一方、介護認定が厳しくなっているという声も多くいただいております。その人の受けとめ方かと考えることもできますが、認定更新のときにこれまでの介護度より低くなって、今まで使えたサービスが使えず困っているという方や、介護度が低くなったので区分変更申請をしたら、元の介護度に戻ったというような話が各所で聞かれます。そこに課題はないのか、利用者に寄り添った介護保険サービスが受けられるような取り組みができないかなど伺いたく、以下、質問いたします。

①区分変更申請について。

ア、区分変更申請の現状は。

イ、区分変更申請の理由についての分析は。

ウ、利用者ニーズに合った認定とするための取り組みはです。

次に、3番目として、ハラスメント防止対策について伺います。

ことしの6月に、労働施策総合推進法の改正で、ハラスメント対策に関することが法制化されました。現在、労働政策審議会で細かい指針がつくられているところです。当市では、先駆けて昨年6月に東大和市職員のハラスメント防止指針を策定しています。指針として大変よくできていると思われませんが、その活用やハラスメント防止対策について伺います。

①庁舎内における職員のハラスメント防止対策について。

②窓口対応等における職員のハラスメント防止対策について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問につきましては自席にて行います。よろしく願いいたします。

[4番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、防災行政無線やホームページ等の市からの情報提供についてであります。市では災害が発生した場合に、防災行政無線や広報車を活用した音声による広報を行うとともに、市の公式ホームページ、安全安心情報サービスなどのメールサービス、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリケーションなど、インターネット環境を活用した広報手段を用いて情報発信を行っております。また報道機関各社に対し、災害協定に基づく情報提供を行うことで、FMラジオやケーブルテレビを活用した情報の発信にも協力いただいているところであります。

次に、避難した方の状況や要望についてであります。台風15号では避難所2カ所を開設し、13人が避難し、台風19号では避難所7カ所を開設し、261人が避難しました。複数の避難者から、避難所に来られて安心できたとの声をいただいたところであります。要望につきましては、避難所に来られた障害者が、重い障害がある場合には、一次避難所ではなく、直接福祉設備の整った二次避難所に行けることが望ましいとの話を伺っております。

次に、近年の豪雨時の奈良橋川、空堀川、前川の溢水状況についてであります。奈良橋川につきましては、近年、大雨時に溢水する箇所があり、周辺の道路や宅地が浸水するという被害が発生しております。空堀川及び前川につきましては、近年の大雨時での河川の溢水はありません。

次に、河川改修工事についてであります。奈良橋川につきましては現在、東京都におきまして高木3丁目の高木橋から奈良橋2丁目の日月橋の上流付近までのおよそ1キロメートルの区間の拡幅整備事業を進めておりますが、この区間の整備完了は未定とのことであり、早急な整備が課題であると認識しております。空堀川につきましては、市内全体のおよそ9割の拡幅整備工事が完了し、河川の溢水もなく、整備の効果があらわれているものと認識しております。前川につきましては、改修工事の予定はありません。

次に、空堀川上流雨水幹線整備についてであります。空堀川流域の南部地域につきましては、東大和市、立川市及び武蔵村山市の広域的な雨水対策を実施するため、東京都が流域下水道事業として、3市にまたがる流域雨水幹線を整備するものであります。

次に、要介護・要支援認定における区分変更申請の現状についてであります。現在、平成30年度の実績では全申請3,797件のうち、要介護認定を受けた方が行った区分変更申請は280件、要支援認定を受けた方が行った区分変更申請は374件、合計で654件の申請がありました。

次に、区分変更申請の理由の分析についてであります。現在、区分変更申請の理由として記載されている

事項は、身体状態の悪化、または認知機能の低下の2種類に分類しております。介護保険法の規定により、介護の必要の程度が現状の要介護状態区分と異なるときに、区分変更のための申請を認めていることから、法の趣旨に適合した理由が記載されているものと認識しております。

次に、利用者ニーズと認定についてであります。要介護・要支援認定は調査員による高齢者の心身の状況、置かれた環境等の調査を行い、その調査結果と主治医の意見書をもとに一次判定を行い、認定審査会による二次判定を経て認定結果が出されるものであります。この手続は、区分変更申請があった場合も同様であります。このことから、区分変更申請に基づき行われる調査は、高齢者の心身の状況等を対象としており、サービスの利用に関する高齢者の意向は調査項目には含まれておりません。市としましては、介護保険法及び関連する基準に基づき、当該高齢者の心身の状況等を正確に把握することが、適正な要介護・要支援認定に資するものと認識しております。

次に、職員のハラスメント防止対策についてであります。庁舎内における職員のハラスメント防止につきましては、平成30年6月に東大和市職員ハラスメント防止指針を定め、ハラスメントに該当する行為を禁止し、その防止に努めております。

次に、窓口対応等における職員のハラスメント防止対策についてであります。窓口等における職員の対応によって、市民の皆様等に不快な思いをさせることのないように、職員接遇マニュアルを定めて接遇マナーの向上に努めております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時38分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まず初めの風水害から身を守るための取り組みについて、情報の提供についてですけれども、これまで多くの議員の方が質問されてきました。今の御答弁にもありましたように、さまざまな形で情報を発信していただいたことがよくわかりました。私がここで一番伺いたかったことは、その情報の提供と、それから市民の避難行動についてということなんです。残念ながらこの情報で、市民の方にとってはかえって不安をおられる結果になったのかなということも感じておまして、そのあたりは市も課題であるという答弁も、これまでもされてきたかと思えます。

この情報で感じたことは、誰がどこへ避難するかということがわからなくて、全市民の方が避難所へ避難するのかとか、自分は避難所へ行ったほうがいいのかとか、そういったことで不安を生じたのではないかと思います。地震のときは、被害状況が明らかになってから避難されるっていうことが多いかと思えますけれども、その場合は自分は、じゃ家が被災したから避難所へ行こうとか、そういったある程度判断が、目に見える判断ができると思えますけれども、今回のような水害の場合には、もしかしたら被害のおそれがあるかもしれないという予想される中での避難なので、またそのところが異なるのかなというふうに思います。

また風や雨が強くなった中で、警戒レベルの発令があってから避難するとなると、かえって危険な場合があ

る。不要不急な外出は避けてくださいと言いつつ、避難してくださいっていう矛盾したことになってくる中で、どういうふうに行動されていくのがいいのかというのは、それぞれの判断もきちんとしていく必要があるかと思えますけれども、今回、地域防災計画を改定してる中で、風水害対策計画というところで、避難者の対策、避難態勢という項目がありまして、そここのところに避難態勢の事前避難ということで、事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておきという記載がありました。また避難勧告等については、要避難地域及び避難先を定めてという記載があります。

今回は前日にも避難所を開設していただきまして、そのことは大変よかったですと思えますけれども、この地域防災計画によると、その避難については必要な地域を明らかにして、避難を進めていくということになっているのかと思えますけれども、今回の台風19号のときは、その避難が必要な地域というのが、市全体だったということなのか、そのあたりのことをお伺いしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今回、避難所を開設するに当たりまして、その地域をどういうふう考えたかってことだと思いますけれども、基本的に今回、台風19号が近づく際にですね、マスコミなどでは、過去最高というような話がありましたので、暴風雨のほうの関係をどうするかってことで、屋根が飛んだりとかそういうことがありましたので、今回については市内全域ってことで考えましてですね、最終的には7カ所を開設したものでございます。当初は様子を見てですね、土砂災害計画区域であります、北側のほうで3カ所だけ開設しましたが、台風が近づいてくるにつれてですね、その状況を見ながら防風対応も考えて7カ所というふうにしたものでございます。

なお、事前に避難すべき地域を調整しとくということでございますけど、これについては基本的にはですね、土砂災害警戒区域があるところについて、指定することにつきましてですね、今後、検討したいというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 土砂災害警戒区域のほう指定されたので、それについては地域を指定していくということで、今後、指定していくということだったかと思えます。

また、今度、ハザードマップのほうも改定をしていくということですが、水害についてどの地域の世帯がどの程度避難するのかというような人数の予測を、今は出てないと思えますけど、これから出していかお伺いしたいと思います。例えば地震のときに関しましては、東京都防災会議が発表した被害想定をもとに、最大で3万8,210名ってような予測を立てているかと思えますけれども、風水害についてもそういった予測、今後、出てくることになるのかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 風水害における避難人数につきましてはですね、基本的に避難指示をする場合については、その地域の人口、人数について把握して、これだけの人数が避難する可能性があるというふうにご把握するところでございます。ですから基本的にはするということになります。前回からの幾つかの他の議員さんのほうで御質問があったとおり、今、本当に水害で避難すべきなのか、自宅にいて垂直避難するほうが得策なのか、そのあたりも含めまして検討するということになりますので、その辺の検討をしながら、今後考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当に川については、ある程度、この後もちよっと質問しますが、いろいろ工事も進んでいる中で、溢水というのがそれほどこの市では、溢水してどこかに避難したほうがいいのかというよりは、

自宅内で垂直避難ということも考えられるのではないかとということも、御答弁の中でいろいろあったと思いますので、そのあたりも今後、どういう行動をとればいいのかというのがわかるような形で、市民にも示していただきたいと思います。

その川のことについてなんですが、1点、この地域防災計画の中で、河川については水防警報指定河川に指定された河川はないというふうに書かれてあるのですけれども、このことはあふれることがあっても、河川の氾濫や洪水や決壊のおそれはないというふうに考えていいのか、お伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) おっしゃるとおりで、現時点で溢水して氾濫したとしてもですよ、市内の河川については。それで家屋等が流されたり倒壊することはないというふうに、今のところは考えられているというところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そのようなことも、ほかの地域のことはニュースとかでもいろんな映像で流れてくるので、ほかの地域の被災の状況はわかっている、市内の状況というのは、実は市民の方はなかなかほかのところで何が起きているのかっていうのが、わかりづらいっていうところもあると思いますので、そういうところをきちんと伝えられるようにしていただきたいと思います。

もう一点、この防災計画の中では、避難勧告等の判断・伝達マニュアルというのをつくるということが書いてあるのですけれども、今回のそういった情報を、この課題、この情報をどんなふうに出していったらいいかっていうことについては、このマニュアルに生かしていくのか、そのあたりをお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) 今お話があった伝達マニュアルにつきまして、既に実はつくられております。ここで地域防災計画、見直しをいたしますので、その見直した内容を踏まえて、もう一度その伝達マニュアルについても、見直しをしていくというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) あと情報に関しては、情報弱者と言われるような、例えば日本語がわからない方とか、聞こえない方などについては、今回どのような情報の提供をされたのかお伺いします。

○総務部参事(東 栄一君) いわゆる情報弱者という方についての情報のあり方っていうのは、なかなかうまく提供の仕方ができなかったというふうに反省をしているところございまして、今後どのようなことができるのか考えていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ささまざまな状況の市民の方がいらっしゃいます。そういった先ほど挙げたような方もそうですし、高齢者ですとか、あとはお子さんを抱えた方とか、その方によっても、いろいろ避難の仕方ですとか、そういったことも変わってくると思います。昨年だったのか、地域振興課のほうで子育て中の方の防災の講座なども行っていたと思います。防災をキーワードにして、福祉や子育てや教育のほうなどでも、こういった避難などについて、いろいろまた情報を事前にね、防災ということで検討していただきたいと思います。

それでは、次の避難した方の状況や要望についてをお伺いしたいと思います。

今回、19号のほうでは261名の方が避難したということです。被害が出てから避難ということではなく、台風の被害のおそれがあるということで、多分避難をされたのだらうと思いますけれども、実際に避難した方が避難所を利用した理由については、聞き取りなどを行っているのかお伺いしたいと思います。どういった理由で

避難してきたのかということ、お伺いしてよろしいでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 実際に避難された方に、聞き取りなどは行っておりません。台風15号で千葉県に大きな災害が発生したことで、台風19号は過去最大というふうに報道されたことなどから、不安を感じて来られたと推察してるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、避難所まではどのような手段で来たのかはお伺いしてよろしいでしょうか、歩いてきているのか、自家用車や公共交通機関を使っているのかを、どのような方法で来たのかを聞き取っているでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 避難所までの来た手段ですけれども、徒歩、それから車で来た方も実際にはいろいろあります。あとタクシーなどで来たというの、伺っているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 理想としては、やはり本当に避難が必要な方に関しては、バスを出したりとかってということで、歩くことも難しい、車に乗ると、ほかの地域でも車ごと流されてしまうというような光景もあったかと思えます。そういったことも考えますと、本当に避難が必要であれば、そういった集団で事前に避難ができるようなことも今後考えていく必要があるのかなというふうには思います。避難所を利用した方の御意見ですとか、そういった要望などは、きちんと聞き取っていただくと、やはり今後にも生かしていけると思えますので、ぜひアンケートなどもとって、要望の積み上げをしていただけたらなというふうに思います。

1点、ちょっと細かいことなんですが、私のほうにも声が上がってまして、避難所で使用した毛布について、今回、あの毛布を使用したところもあると思えますけれども、衛生面について気にされてる方がいらっしまったのですけれども、使用後についてはクリーニングや保管などについてどうしていくのかお伺いします。

○総務部参事（東 栄一君） 今回、避難所で使用しました毛布などにつきましては、リパックをする予定でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

風水害の避難所の開設の運営や情報については、現地を確認して回ったりとか、本当に改めて職員の方々や消防団の方々、関係の方々が、雨や風の中で活動していただいたことは感謝いたします。そういった方の安全も本当に確保していただきながら、今後も進めていっていただきたいと思えます。

それでは、次の河川についてお伺いします。河川の溢水対策についても、ほかの議員もたくさん質問されていましたが、少しお伺いしたいと思えます。

溢水状況については、このところ空堀川や前川は特にそういった状況はないということで、奈良橋川については今回も4カ所、報告があったということなんです、それぞれの川について、最大雨量の対応がどうなっているのかお伺いしたいと思います。何ミリ対応の今現状になっているかということと、それから工事がこれから進んでいくところもあると思えますけれども、最終的には何ミリ対応に改修していくのかというところをお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず現況の河川が何ミリ対応かということでございますが、まず奈良橋川につきましては、東京都に確認しましたところ、30ミリ規模以下ということで話を聞いてございます。また空堀川につきましては、現在、工事整備中でございますが、現在の整備につきましては、50ミリの対応ではなくて、

暫定整備としてございます。何ミリ対応かは不明ということでございます。

それから、前川につきましては、位置づけの扱いが水路でございますため、雨量の設定はございません。

それから、目標についてでございますが、奈良橋川と空堀川につきましては、時間50ミリの降雨に対応していくというものでございます。前川につきましては、目標値は設定してございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今回の19号の最大雨量は49ミリっていうところだったと思います。それがずっと1時間降り続くのか、短時間なのかっていうことにもよると思いますけれども、やはりそういったところに対応していく必要があるのかなと思いますけれども。

また、ちょっと防災計画のほうに載っていた風水害対策のところ、河川の整備という欄に、平成24年11月に中小河川の整備方針ということで、区部は時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに対応していくというようなことが書いてあるのですが、それとその先ほどの50ミリというところの関係を、ちょっと教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都においてですね、中小河川のそのほうの方針ではなく、東京都豪雨対策基本方針というものがございます。こちら平成26年6月に改定したものでございますが、こちらにつきましては、多摩部では目標整備水準を、時間最大65ミリ降雨としまして、河川からの溢水を防止するとしてございます。

その中で、対策強化流域で65ミリとしまして、空堀川、奈良橋川などの一般流域に対しましては、60ミリ降雨の対応としているというものでございます。

この基本方針の中で、河川整備は時間50ミリ降雨の対応とするというものでございまして、50ミリを超える部分につきましては、調節池により対応することを基本としているというものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ということは調節、50ミリで対応するというふうに言っているのですが、今後、調節池などの設置も考えていくということになるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この調節池と申しますのは、河川沿いに設置していくようなものでございまして、こちら東京都が基本的には施工していくっていうものでございますが、東京都におきましては、まだそこまでのところは検討していないようでございまして、50ミリの河川の対応をするということで、現在整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 被害が出ている中で、すぐに対応という言葉も、大きな工事になりますので難しいのかなというふうに思いますけれども、そういう計画を今後持つてということがわかりました。

今回、特に奈良橋川では溢水の被害があって、今後もそういう被害が想定されていくだろうなという中で、ほかの方の質問の中でも、かさ上げなどは難しいというようなことの回答をいただいているということだったんですけども、こうやって被害が出ている中で、じゃ都としては工事は時間もかかりますので、緊急対策といえますか、当面の対策としてどのようにしていくのかというような見解を、しっかりと市のほうから聞いていただきたいと思います。被害が出て、都にもしっかりと対応してほしいっていうふうな要望を突きつけて、見解をしっかりと聞いてほしいと思います。またそのことについては、市も都の見解はこうだということを市民にも明らかにして、そういったところで市民も対応ができるのかと思います。そういったところは強く要望したいところです。そして、またその上で市としては、じゃそれまで工事が進むまでの間、どういうことを対

応できるのかお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都につきましては、既に最下流である高木橋から工事を始めているということで、少しずつ溢水状況は改善していくのではないかと考えてございます。また市で、その間、何ができるところでございしますが、道路におきましては、河川の水位が高くなりますと、雨水排水管からの排水ができなくなることから、その対策は非常に難しいかなと改めて考えてございます。通行どめの措置や土のう等での浸水軽減等を図ってまいりたいと考えてございます。

また奈良橋川の整備が既に始まっておりますので、例えば雨水貯留施設なんかの整備もまた難しいということで考えてございます。そのような中で、市内の南の地域で雨水浸透井の設置してございますが、こちら中規模対策として捉えてございますが、こちらの雨水浸透井の設置につきましては、奈良橋川付近につきましては地下水位が高いんですね。そのため、ちょっと土を掘りますとすぐ水が出てくるような状況で、雨水浸透井の設置をしても効果的な対策とはならないことから、雨水浸透井の設置も困難であるというような状況で、今後ということになりますと通行どめの措置、土のう等での浸水軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この地域防災計画の中でも、河川のことについて総合治水対策ということで、流域対策の推進ということで、そういった、直接、川のことではないですけども、その周りの雨水について、できるだけ雨水を川にすぐに流さないで、いろいろ利用していくというようなことも一つだと思いますけれども、そういったことを進めるってというようなことも書いてあります。浸透ますですか、下にこうやるのは難しいけれども、上にこうためていたりってというような貯留をしていくようなことも、小さいことですがけれども、各家でそれをちょっとずつでもためれば、一度に、こう河川に流れるってということも、量は少なくなっていくというふうに私は考えますので、そういった考えも広めていっていただきたいと思います。

私が平成30年の代表質問の中で、豪雨対策として一つ、グリーンインフラの整備ってということもあるのではないかとというような質問をしたときに、御答弁として緑の基本計画の改定に当たっては、そういったグリーンインフラの視点をもって検討していくことが重要であるという御答弁もいただいております。雨水に関しては、雨水に関しては、それを利用していくという発想も、一つ必要なのではないかなと思います。ためて雨がなくなるときにそれを利用していくということで考えていくと、ただ雨を流していったらもったいないっていうふうに思わせるような市民の意識を変えていくような対策っていうのも、今後考えていく必要があると思いますので、そのあたりの視点をもって流域対策の推進、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、次の空堀川上流雨水幹線整備についてですが、このことに関しても先日、ほかの議員の御答弁の中で詳しく御説明いただいたので、私のほうからちょっと2点だけお伺いしたいと思います。

完成するまでに暫定利用ができるというようなお話だったと思います。1万立方メートルというような数字も出てましたけれども、これについては、暫定利用については、雨が降ったときはためておいて、流さないでためられるような仕組みになるのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 暫定利用のときは、川のほうにはその時点では流さずにためておくような利用の方法になるというふうに認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ためた水はどのようにするのかということと、あと暫定じゃなくて、本当に工事が完了

したときにはどうなるのかをお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 暫定利用時にためた雨水につきましては、川の水位の状況などを確認しながら、既設管を利用して排水するものと認識してるところでございます。また完成時、空堀川上流雨水幹線が整備された時点におきましては管渠になりますので、河川のほうに流していくというような状況になるというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、もう一点、整備をしていくときに、ためていくということなので、必ずしも川のほうに近いほうから工事するというわけではないのかということと、あと既存の雨水管はそのまま今後も利用していくのかお伺いします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 工事でございますけれども、基本設計がまだ終わってないという状況から、お答えられる状況には現在ございません。

それから、既設管につきましてはですけども、市内には多くの既設管が埋設されていることからですね、最大限有効活用を図っていく必要があるというふうに意識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 暫定利用するときには、貯留をためてから川のほうの様子を見て流していくというふうに御答弁いただいたのですけれども、完成したときには、そのまま雨が降ったときに川に流していくということだったのですけれども、私もこれまで川の活動をしてきて、溢水対策というのは本当に必要だというふうには思っているのですけれども、一方で空堀川というのは瀬切れを起こしてしまう、水がないときには本当に流れない、水がなくなってしまうような状況でして、水を安定的に確保するというのも必要だと考えています。

そういった意味では、この雨水幹線整備について、実は暫定利用のように雨水を一旦ためて、水が少ないときに流すという仕組みのほうが、川の環境を保つという意味でも有効ではないかなというふうに考えます。ちょっと今回の整備の趣旨とは、そのあたり異なるかもしれませんけれども、水の循環という大きな視点で、ぜひそのあたりも御検討いただきますようお願いしたいと思います。

以上で、1点目の質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、2点目の要介護・要支援認定についてお伺いしたいと思います。

今回ちょっと壇上でも申し上げましたけれども、この区分変更申請につきましていろいろ調べていくと、疑問に思うことも出てきましたので、順次お伺いしたいと思います。

まず、この区分変更申請の制度というのと、あと不服申し立てというのがあるかと思っておりますけれども、その違いというか、その制度について少し御説明いただきたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 区分変更申請につきましては、介護保険法によりますと介護の必要度というものが、現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分に適合しなくなったときに行う申請というふうに定められております。逐条解説によりますと、認定の有効期間内に要介護状態区分が変化すると認めるときに行う申請と、このように説明されております。

それから不服申し立てでございますが、こちらにつきましては要介護認定結果、この結果に不服がある場合に行う手続でございますが、都道府県に置かれます介護保険審査会、こちらのほうに審査請求を行います。そして、要介護認定の処分をした処分庁と、それから不服申し立てをした審査請求人等が書面で手続を行いました、最終的に採決という形で結論が下るということでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） そういった制度がそれぞれあるということがわかりました。

この区分変更申請の数については、市長の御答弁でも、年間で650人いらっしゃったということで、私としてはこのことについては、ことしの決算委員会の中でもお尋ねして、私が想定していたよりも数がちょっと多かったのですが、それ以上、深く質問ができなかったので、今回改めて質問したいと思って取り上げたのですけれども、全申請者数が3,797件のうちの約17%ぐらいというふうになっているので、私としては非常に多いという印象なのですけれども、そのあたりの市の御認識をお伺いしたいのと。あと、この全申請者が、去年よりも、去年というか、先ほど3,797件っていうのは平成30年度なんですけど、その前年度、平成29年度の申請者よりも減少しているというのも見られるのですけど、そのあたりとの関係があるのかも含めて御認識をお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 区分変更申請につきましては、市長の御答弁のとおり、平成30年度というのは654件、全体の割合としては17%でございます。この割合につきましては、28年度あるいは29年度になりますと、いずれも12%台でございますので、確かに30年度につきましては少し多いということでございます。このことにつきましては、私どもこの要介護認定期間の延長が影響していると、このように認識しております。平成29年度におきまして、要介護認定期間は12カ月から最長で24カ月まで延期、延長することができました。したがって、29年度に要介護認定結果を受けた方も、30年度までは、その認定期間が継続する方がいらっしゃるということでございます。その間、もし本人の要介護状態区分に相当する、本人の状況がですね、状態像が変わった場合には、当然区分変更申請に至るということもございますので、この認定期間の延長というものが影響するだろうというふうに認識しております。

それから、認定申請の数が少し減ったということも、この認定期間の延長が影響しているというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 認定審査のこの期間、更新までの期間が長くなったということが、要因してるということとはわかりました。その間に状態が変化したら、それは当然、変更の申請をするということは、あり得ることだというふうに思います。

ただ、ちょっと今回、私がこのことを取り上げたいと思ったのは、先ほど不服申し立てのこともお伺いしましたけれども、介護の更新のときに介護の認定が想像していたよりも下がってしまったとか、今までの認定よりもかなり下がってしまった。そのことについて、それでは困るというもおかしいですけど、そうではないんじゃないかということで、不服申し立てだと、やはり手続も煩雑、複雑になって時間もかかるということで、もう少し身近なところではある区分変更申請という形で変更していくということをやっている方がいらっしゃいまして、そのことについてどうなのかということを取り上げたいと思って質問をしております。

それが、通告でいきますと、2番目の区分変更申請の理由についてということに移っていきますけれども、御答弁の中では、身体状態の悪化ですとか認知機能の低下ということで、状態が今までと、今までの状態とは変わってきたときに、見直してほしいというような申請だと思えます。

そうではなくて、今回取り上げようとしてるのは、更新時に今までの介護度よりも下がって、あるいはまた非該当になったというような、要支援だったのが、更新してみたら非該当になって、この介護保険から、要支援から非該当になったという方のお話なども聞いてます。機能が回復したり、あるいは何かかけがをしたりとか、

病気が治って症状が改善して自立に近づいていくってことは理解しますが、問題は介護度が下がったことで、これまでサービスが使えるなくて困っていたり、あるいは自立していた、例えばデイサービスに通っていて状況が安定している中で、状況が安定してるからということもあるのか、更新のときに介護度が下がって、そのデイサービスに通えなくなってしまったっていうようなことで、またさらに家にいることが多くなって、また元の状態に戻って、状況が悪化してしまって、介護区分変更申請したところ、また元の介護度に戻ったというようなケースも少なからずあるというふうに聞いてます。

こういった更新のときに介護度が下がって、また間を置かずに、これじゃちょっと困るというようなことで区分変更申請を行って、もとの介護度に戻ったというようなケースが、私のほうにもいろいろ話があるのですけれども、そのことについて市のほうはどの程度捉えているのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 更新申請の結果と、それからさらに区分変更申請をして、また戻ったというそういう御質問でございます。

まずですね、更新申請に基づく認定結果が出て、そして区分変更申請をする場合、仮に最短ですぐに区分変更申請をしたとしても、調査日というものはおよそ1カ月ほど差が出ます。認定申請につきましては、調査員による調査と、それから主治医の意見書、そしてそれに基づいて認定審査会の審査という、そういう段階を経て最終的に決定を下します。このことは区分変更申請でも、更新申請でも全く同じプロセスをたどります。そういったプロセスにおいて、それぞれの手続で1カ月ほどかかりますので、調査日の間隔も1カ月あくということでございます。そして、その間に高齢者の状態像というものが変化する可能性がある。

それから、もう一つは、認定調査項目は74項目ございますが、その中になかなか調査項目として酌み取りづらひものがございまして、そのことにつきましては特記事項で記載いたしまして、審査会で判断いたしますが、そういった特記事項の記載につきましても、非常に判断が微妙なものがございます。そういった理由で、先ほど議員が御質問しました更新申請における結果と、それから区分変更申請における結果が異なる場合があり得るというふうに考えております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 更新をしたときに、今までよりも介護度が下がって、今までのサービスが使えるなくて困ってたりとか、維持できていたものが介護度が下がることで、またもとのように維持できたものが、身体的な機能が下がってしまったりというようなケースがよく聞かれることあるのですけども、そういったときに介護度を、今までの介護度を更新するときに下がったっていうことは、機能が回復してるのかどうかということ、もう一度慎重に調査する必要があるのではないかなというふうに思っていて、今回この質問をするときに、そういったところまできちんともう少し酌み取って認定すれば、区分変更申請をわざわざしなくても済むのかなというようなことを考えて質問しようと思っていたのですけども、その中で厚労省のホームページなども見ていると、ちょっと前の事務連絡ということですが、その中で再申請や区分変更を逆に、勧奨するとか勧めるというような連絡通知があるのを見つけて、そのこと、その内容によりますと、介護認定の更新をするときに非該当と判定された方、または——更新するときね。今まで介護を使っていて、次に更新したときに非該当と判定された方、あるいは御本人の認識よりも軽度に判定されたと申し出られた方に対しては、それぞれ再申請や区分変更申請の勧奨を行うようお願いしたいっていうようなことが書かれてました。私はそれをなくせるような方法を、ちょっと考えられないかと思ったのですけども、逆にそういう状況があったときには積極的に区分変更して、それで自分が認識している申請が出せるようにしてくださいというような通知

だと思えますけれども、このようなことについてはどのように認識してるのかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま御質問のありました国の通知が出された背景というものをちょっと御説明いたしますが、2009年版の認定調査における基準となるテキストには、認定調査の本人の状態像のとり方につきまして、実際に行ってもらった状況と、調査対象者ですとか、あるいは介護者から聞き取った日ごろの状況とが異なる場合に、実際に行ってもらった状況を選択して調査結果に記載すると、こういう基準が出されました。

ところが、この基準に基づいて調査をしたところ、軽度化した結果が非常に出てまいりましたので、そこで国としては先ほど議員が御説明いたしました通知で、区分変更申請の勧奨をお願いするというようないきさつでございます。そしてこの基準は、改訂版のテキストが出まして、実際に行ってもらった状況と、それから調査対象者から、あるいは介護者から聞き取った日ごろの状況が異なる場合には、より頻回な、頻度が高い状況を選択しろということで基準が変わっております。したがって、既に現段階では認定調査の基準において、この通知が発出された状況とは異なっておりますので、私どもとしてはこの通知の前提状況はもうなくなっているという認識でございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） この通知が出たのも平成22年ということなので、およそ10年前で、認定の方法が見直しの直後だったということもあるので、そういった経緯もあるのかなと思いますけれども、現在もホームページに載っているということは、有効なことなのかなというふうに私は捉えているのです。

そのことと、あともう一つは、私が今回取り上げようとしている内容と一致してるなということで、更新のときに非該当と判定された方や、御本人の認識よりも軽度に判定された方というのは、区分変更申請を積極的に行うようにというようなことなのかなと思いますので、私はぜひ現状を把握するためにも、この区分変更申請のときの理由に関して、御答弁ではその身体状態の悪化や認知機能の低下ということで捉えていると思いますけれども、もう一点、やはり非該当と判定されたり、御本人の認識よりも軽度だったので、区分変更申請しますというような理由も、一つつけ加えてみるのも現状がわかるのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど御説明いたしました国の通知、平成22年2月2日の厚生労働省の通知でございますが、この再申請ですとか、あるいは区分変更申請の勧奨を行う対象者としては、平成21年4月から9月までに新規に要介護認定申請を行った方についてはと、こういう条件がつけられております。したがって、私どもとしては、この期間の新規申請者を対象に勧奨等を行うものだというふうに理解しております。

それから、先ほど申し上げましたが、そもそも認定調査における基準が見直されておりますので、私どもとしてはこの介護保険の手続というものが、申請主義であることを踏まえてですね、あくまでも認定結果を受けた方の自発的な判断で区分変更申請を行われるものというふうに認識しております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 勧めてほしいということ要望してるわけではなくて、そういう状況があるのかどうかというのを把握するために、区分変更申請をするときの理由として、本人の認識よりも軽度に判定されたので、区分変更申請をしますっていうような、どういう理由で区分変更するのかっていうところの一つに、こういった理由ですっていうようなことを聞き取るというか、どれぐらいそういう人がいるのかというのがわかるために、それをやってほしいということなんですけれども、そういう申請を勧めてほしいということでは

なくて、申請をしてきた人がどういう理由で申請をしたかっていうことの理由の一つに、これも加えてほしいということなんです、いかがでしょう。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 区分変更申請につきましては、先ほど御説明いたしましたが、介護保険法によりますと、現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分に適合しなくなったときに行う申請であって、しかも逐条解説によりますと、認定の有効期間内に要介護状態区分が変化すると認めるときに行う手続だと、こういうふうに書いております。したがって、私どもとしても区分変更申請の理由につきましては、身体状況の悪化あるいは認知機能の低下という状態像の変化があったときに、この区分変更申請を受け取るものというふうに認識しております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 現に私の周りでもそういった非該当と判定されて困っている、あるいは御本人の認識よりも軽度と判定されて困ったという方が、区分変更申請を使っているというようなことが現状としてあるので、そのあたりをしっかりと把握できるような方法をとっていただければと思います。

次の利用ニーズに合った認定とするための取り組みはに移りたいと思いますけれども、安心して介護を受けられるには、ニーズに合った認定というふうなことが、私は必要だと思いますけれども、認定のときに調査員による調査ですとか、あと主治医の方の意見書、またその後、認定調査会で二次判定ということで、これは全国統一的に誰が調査をしても差がないような形で認定をされていくかと思っておりますけれども、この中で先ほどから話題にしています特記事項ということで、特に配慮が必要な調査項目はないけれども、必要な情報などを記載していくということなんです、そのことに関しては、御家族の御意見や、あるいは担当のケアマネジャーさんや、使っている利用の事業者の方などから、日ごろの様子などを聞いて、この特記事項を記載しているのかどうか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 認定調査における聴取の対象者ということでございますけれども、基準によりますと、できるだけ調査対象者本人と、それからその調査の対象である御高齢の方の介護している方の双方から聞き取りを行うと、こういうふうに基準としては書いてございます。

さらにですね、御本人様が認知症ですとか、あるいは施設入所者で家族の方の関与が非常に少ないという場合には、ケアマネジャーですとか、あるいはその入所施設の職員の立ち会いのもとに、こういった認定調査を行うという形でございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 御本人の状態っていうかね、もちろんそう、御本人から聞き取るということもだと思いますけれども、やはり今おっしゃられました介護している方からも、この特記事項については聞き取りをしているということで、よろしいでしょうか。もう一度確認します。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） そのとおりでございます。

○4番（実川圭子君） そのことが、ぜひ徹底されていたら、また状況も違ってくると思いますので、よろしくをお願いします。

やはり実際にその方の様子を認定調査会の方は見ないわけですね。実際には、その方にお会いして調査会の方が判定をするということではないと思いますので、調査項目と、その特記事項によって判断していくと思いますので、そこにできるだけ詳しい状況を書くことで、やはりその人の状況を正しく——正しくというか、判断できると思いますので、そのところ、ぜひ特記事項の活用ということは進めたいと思います。

状況というのは、本当に一人一人、異なると思いますけれども、これまでのいろいろな中で、介護からの卒業というような言葉もよく聞かれるようになったのですが、介護度が改善されるっていうことが、必要以上にそれに向かっていて、介護給付を抑えようとしてるんじゃないかというような傾向があるように私は感じるのですが、例えばその介護度が下がった人がふえてる、人数がふえたっていうことで、介護保険の給付から外れている人が多くなってくると、それだけ努力をしているというような形で、財政上の優遇の措置などがとられてるんじゃないかっていうような、ちょっと疑念を抱くところもあるのですが、そういったことが実際にあるのかどうかお伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 全体の介護度が低くなることによって、何らかの給付金があるのかということですが、私も調べた限りでは、保険者機能強化推進交付金というのがございますけれども、これは平成31年度におきましては62項目の状況で、市町村に交付する交付金の額が決められております。このうち2項目だけでございますが、認定調査に関する項目がございます。

ただ、この認定調査の項目につきましては、私どもが意図的に国に情報提供するのではなくて、法律によって認定調査に関する情報というものは、義務的に国のほうに多くのデータを提供しておりますけれども、そこから国が一定項目を抽出して、そして一定の算定式のもとに市町村の評価をするということがございます。ただ、この評価の仕方につきましては、私ども全く情報がございまして、国のほうの内部手続ということがございますので、私どもとしては把握していないという状況でございます。

そういったことからですね、この認定調査の結果を下げて、交付金の額を上げるというようなことを、この仕組みから意図的にするというはかなり困難でございまして、さらに申し上げますと、私どもとしてはそういったことを一切認識せずに、74項目について国の基準にのっとって適正に判断をした上で、先ほど申し上げましたように特記事項等がありましたら、認定審査会の手続を経て適正に判断をするということに努めているというところでございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 給付を抑えようとして、介護度を低くするようなことはしていないということを、はっきり確認をさせていただきました。介護の社会化という観点からも、私は必要な介護を受けられないということは、本来の介護保険制度からかけ離れて利用しにくい制度となってしまうことが懸念されます。その点ということは別にしても、今まで受けていた介護サービスが受けられなくなるということで、高齢者の方が非常にそのことでショックを受けてしまったり、生活のリズムが崩れてしまって、また身体的な機能が低下していくというようなことも実際に起きています。

そういったことから、特に介護度が更新のときに下がるっていうことについては、本当に慎重に調査をしていただきたいと思います。また区分変更申請が再調査というふうになれば、同じ調査をまた同じふうにしていかなければなりませんので、そういったことは御本人も、御家族にとっても非常にストレスになりますので、再調査の労力なども加味して今後の認定調査、続けていただきたいと思います。

それでは、次のハラスメント防止対策についてお伺いします。

昨年ぐらいから、世の中の的にも、このセクハラですとか、パワハラですとか、いろいろなハラスメントについては、なかなか声を上げにくいという中で、少しずつですけども、声を上げていく方が出てきたということで、その対策についてもいろいろ国のほうでも動きがあるということなんですけど、それに先駆けてといますか、早い時期に私はこの東大和市でハラスメントの防止対策についての指針をつくっていただいたなという

ふう感じております。ほかの地域の方からも、東大和の指針はよくできてるねというふうにお褒めをいただいたりとか、どうしてこういうふうにできたのっていうふうなことをいろいろ聞かれますので、今回少し質問させていただきたいと思います。

まず昨年の6月という時期に、この指針をつくった何か理由があったら教えてください。

○職員課長（矢吹勇一君） 当市の職員ハラスメント防止指針でございますが、昨年の6月に制定しております。当時からハラスメントに対する社会的な問題意識というのが強くなってきておりました。それを踏まえまして、市役所内でもハラスメントを撲滅しまして、職員が働きやすい環境等をつくれるよう、そういったことを目的として、この指針を策定をしてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 何か特別にそういった事例があったからというようなことではないのかなというふうに思います。積極的に取り組んでいただいた結果かなというふうに思います。先日、ほかの議員も、このハラスメントの防止指針について少し質疑をされていたので、大体はわかったんですけども、これによる相談の仕組みというの、きちんと仕組みをつくっているところだと思います。誰が相談に乗るとか、どういう流れで相談に至るかというようなこともきちんと書かれている中で、その後、この指針をつくった後に、この指針に基づく相談はなかったというふうにも御答弁されていましたが、そのことについて相談がなかったということについては、どのように評価をしているかお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） ハラスメントの防止指針の中では、どんな行為がハラスメントに当たるのかということはかなり具体的に例示をしまして、そういったことはハラスメントに当たるので、職員の間ではあってはならないということをおたっております。また防止指針、指針の策定にあわせまして、職員に対しましては、臨職、嘱託含めた全職員に対して説明会を実施いたしまして中身について説明をしてございます。こういったことからですね、職員の中にハラスメントを防止する、やらないということが浸透した結果、具体的な相談になるような案件が、現在のところ発生していないのではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） この指針ができる前は、何かそういった相談が、職員課のほうにでもあったのかお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） 指針策定前でございますが、ハラスメントがどういったものがハラスメントに当たるのかということの定義がはっきりしないという点がございまして、正確にハラスメント的な相談があったかということは、具体的には判断はできないんですけども、以前からその職員同士の人間関係での相談とか悩みというものはございましたので、そういったものにつきましては、職員課において相談に応じて対応してございました。

以上です。

○4番（実川圭子君） このハラスメントということ、いろんな種類がこちらにも載ってますけども、具体的にどういったことがそれに当たるよっていうことが例示されてるので、非常にいいのかなと思いますけれども、実際にはこれがハラスメントに当たるということ、受ける人も自覚していなかったりとか、そういった行為をしてる人も、これがハラスメントに当たるというようなことの自覚がないとか、そういったこともよく言われているところなんです。また相談に関しても、なかなかこう、ハードルが高い。人数が限られた職場の中で、仕事を続けたいから、これを話題にしたら仕事が続けられなくなるかもしれないっていうようなことも考える

と、なかなか相談がしにくいというふうなこともあるのではないかなというふうに思いますけれども、全国的に見るとこのパワハラ相談というのは、年に8万2,797件、昨年度かな、30年度にあったというふうな報告も見たところなんですけど、そのうち会社に相談したと。これは自治体じゃなくて、全国的な会社なども含めた数ですけども、そのうちに会社に相談した方が3.5%というふうなことも数字が出てました。また相談をする人がそのくらい的人数ですけども、実際にパワハラを受けてるとか、その実数はもうその10倍とか、何十倍というふうにも言われているようです。

平成28年の実態調査というのでは、過去3年でパワハラを受けたことがあるというふうに答えた人が3割を超えているというふうな調査もあります。そのうちの4割の人は、何もしなかった、行動に移さなかった、相談したりとかもしないで我慢したっていうような経過もありまして、また黙って誰にも相談せずに退職した人も12%、13%弱いるというふうな調査なども、私はちょっと見たことがあるんですけども、そういった相談がないからといって、そういうことがないというふうなことにはならないのかなというふうに感じてるところです。

直接ちょっと関係するかはわからないんですけども、先ほど黙って退職するっていうような話もしたところですけども、平成30年度の職員の心身の故障で休職中の方が15名ということが出ているんですけども、そういった方の休職や退職した方で、そういったハラスメントによるものがあるのかどうか、そういったところは、ちょっと人数も少ないので、あるかどうかはお答えできたらお答えしていただいて、それとあとそういった調査をしているかどうか、そういう聞き取りをしてるかどうかお伺いします。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員のうち、休職、退職した職員が、ハラスメントによって、そういった休職、退職になってしまったかということを知っているかということですが、私の知っている限りでは、ハラスメントを原因とした休職、退職というのはないというふうに考えてございます。また、当然そのメンタル不調で休職する際には、私が直接、御相談に応じることもありますし、職員が応じることもあります。あるいは、当市は産業医の先生でございますので、その産業医の先生の意見を聞きながら対応してございます。その際に、例えば職場での悩みがあるとかといった話があれば、当然その状況の改善をするための対応っていうことは行ってございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） さまざま対応はされてるかなというふうに思います。

あとはこの指針の周知や活用や研修や、先ほど説明なども全ての職員に行ったっていうことだったと思いますけれども、そういうこともやっただけしているのかなというふうに思います。その中で、この指針の中でも出てますけれども、相談を受ける方ですね、相談員の方、それからその相談員から、もう少し解決に向けての処理委員会というのでも設置できるようなことが出ているんですけども、こういった相談を受ける方や処理委員会の方以外にね、こういった方は今、この指針によりますと職員の方、職員課の課長を初め、部長さんですとか課長さんですとか、そういった方が名前が出ていますけれども、そういった方になかなか相談しづらいということもあるかと思えます。こういった相談機関に関しては、第三者の方に相談をするということで、相談しやすい体制をつくるということも望まれることだと思いますけれども、第三者の相談機関については、設置をしていただけないかお伺いします。

○総務部長（阿部晴彦君） この東大和市の職員ハラスメント防止指針を制定する際に、そのような外部とありますが、そういう視点も入れるべきなのかどうかというのも、当然議論した中で指針を策定いたしました。結

論的には、相談員、あるいはハラスメントの処理委員会の委員のメンバーには、項目としてその他市長が必要と認める職員等ということで含みは持たせております。ただしですね、現状におきましては、指針を制定して、その中でも運用とか実績等ですね、そういうことを踏まえて検証しながら、必要に応じてこの仕組みというものも検証していくという、今立ち位置にありますので、現状におきましては、相談員につきましては職員の中から選んでいると。また、男女比にも配慮して相談しやすいようとなっております。

もう一つ、指針にも明記してございますが、ハラスメントの被害を受けたと思われた方は、外部の相談機関に相談することもできますということで、例示といたしまして、そうですね……東京都の市町村公平委員会などということも例示をさせていただいてまして、外部の目、第三者の目ということも意識した指針のつくりとなっております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そのあたりも使うというか、職員の方にもしっかりと周知をしていただければ、また一歩進むのかなというふうに思います。本当に全体としてはとてもよくできている指針ですので、本当に抑制にはなっているのかなということも感じておりますので、引き続き、これ知らない方も職員の中で、知らないというか、説明はしてると思いますけども、意識をしてそういうのがあるねというのを、意識して活用してる方も、していない方もいらっしゃるようですので、ぜひ周知のほうはまた徹底していただきたいと思います。また研修などもやられてるようですので、引き続きお願いしたいと思います。

次に、窓口対応等についての職員のハラスメント防止対策についてということで、内部だけではなくて、市役所は市民に対していろいろな対応をしている中で、やはり市民の方というのは、市役所の方との力関係でいうと、市役所の職員の方はそう意識してないかもしれないですけども、やはりそこには力関係がどこか働くようなところもあるのかなと思いますので、そのあたりは本当に注意してほしいぐらいの注意を払っていただいて、職員の方が加害者にならないような取り組みというのを進めていただきたいと思います。そういった意味で、何か工夫している点ですか、進めている点があったら教えてください。

○職員課長(矢吹勇一君) 窓口における職員の対応に関してでございます。市長答弁からも申し上げましたとおり、最低限の職員の接遇マナーということでは、職員接遇マニュアルを定めまして、これをきちんと守って市民対応するよということ徹底して指導しております。また窓口業務によっては、御指摘のとおり、かなり市民に対するその機微な内容をお聞きなくてはならないという場面がございます。そういった際には、極力、市民の方に負担にならないように、各職場ごとにマニュアル等を定めまして、適切な対応をとるように努めております。さらにですね、仮にそのトラブルが発生した場合につきましては、そういった情報を全庁的に共有できるように、個人は特定できない形にして、そういった事例を庁内で周知をして、そういったトラブルがないように、今後はないように努めております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市民の方が、もしそういったハラスメントを受けて困ってるというような相談をしたい場合には、どちらで受け付けるのかお伺いします。

○職員課長(矢吹勇一君) トラブルに関する御相談といたしましては、まず一つは職員課への相談がございます。お問い合わせいただいた点に関しましては、実際の職場の長と話をしながら、きちんとした対応をして、今後そういったことのないようにということに努めております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 接遇に関しては、ポスターのようなものも作成していただいて、見えるところに張り出していただいていることは、もう本当に非常によいことかなと思います。こういったことで職員のほうも、ハラスメントの防止に向けて対策をとっているということが市民にも見えるような形で、今後、マニュアルですとか、市民に対しても見えるような形で姿勢を見せていくことが、とても重要なのかなというふうに思います。職員の方、自身はもちろんのこと、職員が率先してそういうことを、姿勢を見せていくことで、ハラスメントのない社会をつくっていく先頭に立っていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森 田 博 之 君

○議長（中間建二君） 次に、11番、森田博之議員を指名いたします。

[11番 森田博之君 登壇]

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和元年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は2点にわたり質問させていただきます。

1点目は、歳入確保と財源創出についてであります。

①歳入確保について。

アとして、取り組み状況及び現時点での課題は。

イとして、納税管理及び徴収業務補助等の業務を民間委託することによる効果について。

②財源創出について。

アとして、企業誘致と地元事業者との連携状況は。

イとして、有料広告に対する市の考えは。

ウとして、ふるさと納税についての状況と将来の展望はであります。

2点目は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市アクションプランについてであります。

①観光及び産業振興について。

アとして、大会を契機とした観光及び産業振興につなげるための施策における取り組みと今後の課題は。

②障害者スポーツの普及・啓発における現在の取り組みと課題はであります。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、歳入確保における取り組み状況及び課題についてであります。第5次行政改革大綱に基づき、持続可能な自治体経営のための行財政運営の一つとして、歳入の確保に取り組んでおります。主なものといたしましては、市税等の収納率の向上、市有地等の有効活用の検討、使用料・手数料等の定期的な見直し及びあり方の検討、有料広告等の拡大、ふるさと納税による寄附金の募集に取り組んでいるところであります。課題につきましては、市民サービスに必要な経費がふえる中、歳入の確保を継続的にしっかりと取り組むことが重要であると考えております。

次に、納税管理及び徴収補助等の業務を民間委託することの効果についてであります。公権力を行使しない納税業務全般を専門事業者へ外部委託することで、滞納処分としての差し押さえや執行停止など、徴税吏員である職員が公権力の行使に専念できる環境をつくり出すことができたことと認識しております。また専門事業者に蓄積された技術的知識を活用し、事務プロセスの合理化や効率化を図ることで、継続的な収納率の向上が実現できるものと考えております。

次に、企業誘致と地元事業者との連携状況についてであります。税収の安定確保に向けた企業誘致は重要な取り組みであると認識しております。現在、市では東大和市商工会や中小企業大学校東京校内にあります創業支援施設のビジネストと連携しながら、創業者を生み出し、市内での創業に結びつく施策を展開しているところであります。また地元事業者につきましては、産業の活性化を促進するために、東大和市商工会やJA東京みどりなどを通して連携を図っているところであります。

次に、有料広告に対する市の考え方についてであります。財源確保の一つとし、有料広告等の拡大に取り組んでおります。現在、市公式ホームページ、市報、庁舎案内版など、約10の媒体に広告を掲載し、財源の確保に努めているところであります。有料広告は、貴重な自主財源となりますことから、引き続き有料広告等による財源の確保に努めてまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。市が受け入れた市内外の個人の方からの寄附金につきましては、平成30年度の実績額とし、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金は139万8,463円であり、一般寄附金は777万2,000円であります。一方で、市民の方が他の自治体に寄附をしたことによる市民税の控除額につきましては、平成30年度の実績額は約8,930万円あります。今後、寄附金をふやすために、引き続き旧日立航空機株式会社変電所の保存に向けた取り組みの周知や、一般寄附に対する返礼品の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした観光及び産業振興につなげるための取り組みと今後の課題についてであります。市では東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた東大和市アクションプランに基づき、観光及び産業に関する事業の実施や観光ボランティアガイドの養成など4つの取り組みを行っております。今後につきましては、市の産業や観光に関する魅力を国内外に向けて、さらに発信していくことが重要であると考えております。

次に、障害者のスポーツの普及・啓発における現在の取り組みと課題についてであります。市では東京都車椅子バスケットボール連盟と連携し、車椅子バスケットボール大会を共催で実施するほか、小中学生を対象とした車椅子バスケットボールの普及体験教室を実施するなど、障害者スポーツや共生社会の理解促進を図るための取り組みを行っているところであります。障害者スポーツの普及・啓発に当たりましては、障害の特性を理解した指導者の育成や、個々の障害者に応じた用具、環境の整備、充実が課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○11番(森田博之君) ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

1点目の歳入確保については、持続可能な自治体経営のための一つとして、市税などの収納率向上や使用料・手数料の見直し、有料広告の拡大などに取り組んでいるとのことでした。収納率の向上については、第5次行政改革大綱推進計画に幾つかの項目別に掲載されていますが、市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料の収納率や滞納についての現状、その数字に対する評価、またその数字になったのはどのようなことが要因であったのかをお聞かせください。

○納税課長(中野哲也君) 市税、国民健康保険税についてであります。平成30年度市税全体収納率については、平成29年度の97.2%を0.3ポイント上回る97.5%となり、平成24年度から6年連続で向上し続けるという結果となりました。また国民健康保険税全体収納率については、平成29年度の81.5%を1.7ポイント上回る83.2%となりました。

なお、市税における滞納繰越分の調定額については、平成30年度において約3億2,900万円となり、平成29年度の約3億6,800万円と比べ、約3,900万円、10.6%減少しております。さらに、平成25年度において約6億2,000万円であった滞納繰越分調定額が、平成30年度では約3億3,000万円となり、約半分までに縮小しております。これは滞納処分の強化や、執行停止及び不納欠損処理などによる滞納整理を継続的に進めてきたことで、滞納額を圧縮することができた結果であると認識しております。

しかしながら、当市の収納率は依然として多摩26市の中でも下位にあり、その低迷要因の一つに滞納繰越分における調定額が類似団体と比較して大きいことが挙げられます。このことから、滞納繰越分における調定額の多くを占める高額滞納者の対策を講じ、滞納繰越分そのものを減らす取り組みと現年課税分に対する徴収努力を強め、新規滞納額の発生抑制を図っていかねばならないと考えております。

以上でございます。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 介護保険料につきましては、平成30年度の収納率というものは約96.7%でございます。これは平成29年度の約96.2%と比べますと、0.5ポイントの増加となっております。介護保険料の徴収につきましては、年金からの特別徴収、これを基本としております。その収納率は100%でございますが、ただ、例えば平成30年度の収納額を見ますと、約11%につきましては普通徴収によるものであります。この普通徴収につきましては、その収納率を算定いたしますと約88.1%になります。これに滞納繰越分も加味いたしまして、特別徴収と合わせた全体の収納率を算定いたしますと、先ほど申し上げました約96.7%となるものでございます。

なお、平成30年度の普通徴収の収納率、先ほど申し上げましたが、約88.1%でございますが、これは平成29年度の収納率、約86.3%を1.8ポイントほど上回っております。その理由といたしまして、一般に滞納期間が長引きますと徴収が難しくなりますので、平成30年度におきましては、なるべく滞納期間の短いものを中心に電話催告ですとか臨戸訪問で納入をお願いいたしました。その成果があらわれたものと評価しております。

なお、普通徴収につきましては、当該年度分あるいは滞納繰越分のいずれにおいても、一定の滞納者というのがございます。コンビニエンスストアでの納付を可能にするなど、利便性の向上を図ってまいりましたので、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○保育課長(関田孝志君) 保育料につきましては、平成30年度の収納率は現年度、過年度分を合わせて98.0%

となっております。平成29年度と比較いたしまして0.27ポイント向上しております。また滞納の状況につきましては、平成29年度の約992万円、743件からですね、平成30年度の約775万円、521件と滞納額、件数ともに減少しております。

やはり滞納になってきますと、金額が多額となり、さらに滞納が継続していく要因となりますことからですね、可能な限り当該年度の徴収を徹底し、過年度への滞納繰り越しがないう、滞納催告や督促の通知、また電話による催告、児童手当からの徴収などを実施し、新たな滞納者の発生の抑制に努めております。さらに、平成31年度から口座引き落としの手続が簡便にできるペイジー口座振替受付サービスを導入し、保護者の利便性の向上を図り、収納率向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。さまざま工夫しながら、収納率の向上に努めているというのはわかりました。

市の歳入としては、市税などのほかに国や東京都からの交付金もあると思いますが、そちらについては現在どのような取り組みをしているのでしょうか、お聞かせください。

○財政課長（鈴木俊也君） 国や東京都の交付金等についての取り組みであります。当初予算編成方針によりまして、国や東京都の予算編成の動向を的確に把握し、各事務事業の財源として積極的な確保を図ることとしており、各主管課によりまして、国や東京都の説明会等を通じて、情報収集に努めているところでございます。

また財政担当としましても、国や東京都の動向を注視しまして、財政担当の情報につきましては、主管課と共有するなど、活用漏れのないよう努めているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） その状況については、どのように評価しているのかお聞かせください。

○財政課長（鈴木俊也君） 評価についてでございますが、予算調整の段階におきまして、国や東京都等との補助金の活用状況を確認するほか、財政担当で把握している情報の共有などを行いまして、可能な限り活用ができていないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

今後の歳入の見込みはどのようになるかお聞かせください。

○財政課長（鈴木俊也君） 今後の歳入の見込みでございますが、東大和市人口ビジョン、平成27年10月のものによる将来推計のデータによりますと、2015年と比較しまして、2040年には15歳から64歳までの生産年齢人口——労働力人口になりますが、こちらが85.7%に減少しております。これを考えますと、市税収入等の減少が見込まれておりますことから、今後の歳入の見込みは厳しいものになると考えているところでございます。

また歳入の確保につきましては、引き続きまして収納率の向上や、国や東京都の補助金等の活用にも努めるとともに、第5次行政改革大綱推進計画に掲げます項目に基づきまして、取り組みを進めていくことが必要であると、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

歳入確保の取り組みについてお聞かせいただきました。行政サービスの提供には、その財源が必要となります。歳入をしっかりと確保することが大切であると思っておりますので、まずは市が行っている歳入確保の現状、

課題、今後の歳入の見込みについて確認させていただきました。

それでは、イの納税管理及び徴収業務補助等の業務を民間に委託することによる効果についての質問に移ります。

市は、平成31年度から納税管理及び徴収補助等業務を民間委託することにしましたが、その背景について伺います。

○納税課長（中野哲也君） 市税は歳入の根幹であるということで認識しております。近年、他市の収納率向上が顕著となってきたことや、租税債権の確実な確保を図るため、適正かつ的確な事務処理が求められていることから、高額滞納者への対策や、新規滞納者の発生抑制について、より一層努めなければならないと認識しております。そのため当市といたしましては、累計滞納の解消と税収の安定確保を図るとともに、徴収業務のさらなる効率化を促進し、歳入の根幹である市税等の収納率を、より一層向上させることを目的として、平成31年度から納税管理及び徴収補助等業務委託を実施いたしました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 委託先は大変重要な選択の一つかと思えますけれども、その委託先についてはどのような会社でしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 受託業者でございますが、商業登記簿によりますと、コンピューター、通信機器などの複合によるコンピューターシステム及び通信ネットワークシステムに関するコンサルティング、設計、開発、売買、請負、修理及び保守等のほか、ビジネスプロセスアウトソーシングの提供及びビジネスプロセスサポートの提供、そして労働者派遣事業などの業務を目的として事業を展開しております。また、金融機関における債権回収業務システムの分野では、高いシェア率を獲得しており、近年では働き方改革に向けたRPAによる業務自動化等、顧客ニーズと時代に沿った最適な提案を提供しております。

受託業者については、プロポーザル方式で選定したことから、当市における納税管理及び徴収補助等業務委託を行う上で、適切な基盤が整っていると認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） その委託内容というのは、どのような内容なのでしょう。

○納税課長（中野哲也君） 納税管理及び徴収補助等業務委託の内容につきましては、市税と滞納金の徴収のための納付案内業務、来庁者受付業務、電話受付業務や催告書、督促状等の発送業務、そして市税及び国民健康保険税の収納や還付事務など、滞納整理関連補助業務及び収納管理関連補助業務等における公権力の行使に関連する補助的な業務、いわゆる決済準備の一部を専門事業者に外部委託したものでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 多くの業務を委託されてると思えますけれども、その業務についてですね、どのように管理しようとして考えているのかお聞かせください。

○納税課長（中野哲也君） 当該業務の成果検証及び分析等を初めとする運営管理については、市税等の収納率向上を実現していくために、市が策定しました納税管理及び徴収補助等業務委託にかかわるアクションプランに基づき実施しております。通常業務の進行管理としましては、通称、担当者会議と呼んでおりますけれども、そこで担当者会議や収納率向上のために必要な戦略を提案する会議、私たちは戦略会議と呼んでおりますが、その会議などでマネジメントサイクルの点検周期に合わせて、きめ細かに実施していくことで、当該業務の振り返りをリアルタイムで捉え、改善につなげていくことが可能となります。具体的には受託業者より、請負業

務の処理件数等を記載した業務週報や業務月報を市に提出することとなっております。

市は、これらの報告書に基づき、毎週、担当者会議を開き、業務管理者と担当者間において通常業務の進行管理を行い、業務運営が順調に行われているかを把握しております。また毎月開催している戦略会議には、受託業務全般における指揮統括と業務進行管理等をつかさどる業務責任者が出席いたしまして、業務委託仕様書及びアクションプランに基づく業務全体の進行管理を行い、累計滞納の解消や税収の安定確保、並びに徴収業務のさらなる効率化を促進するための業務改善に役立てております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今お話があったようにですね、業務改善で役立てていくと。その中で、どのような効果があると考えられますでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 納税管理及び徴収補助等業務委託の民間委託による効果といたしましては、収納率の向上を見ますと、平成31年度第2・四半期、令和元年9月末日の市町村徴収実績調書における市税収納率については、現年課税分で56.3%、前年の同期比較でマイナス0.1ポイント、滞納繰越分につきましては28.9%、前年同期比率でプラス12.2ポイントとなっております。また市税全体収納率では55.8%で、前年同期比較でプラス0.4ポイントとなっております。前年同期比較による税額ベースで考えますと、約5,000万円の増収となっております。

次に、事務プロセスの合理化や効率化に関しては、電話催告システムを用いた市税等滞納者に対する納付勧奨において、導入した電話催告システムの交渉記録を市の基幹系システムである滞納管理システムへ、RPA——ロボティック・プロセス・オートメーションが自動で即座に登録を行い、最新情報を常に共有することで最優先事項が明確化され、業務効率化が図られております。また市税等還付充当関連業務における過誤納金還付伝票等の作成においても、RPAの導入を検討しており、提携業務の自動化の実現に向けて受託業者と調整を重ねているところでございます。このように専門事業者に蓄積された技術的知見とICTを活用することで、簡素で効率的な業務体制を整備してきたところ、職員の超過勤務時間数は前年同期と比較して約4割減っております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 民間委託による効果といたしまして、RPAの導入などによる事務プロセスの合理化、効率化が図られ、職員の超過勤務時間が減り、かつ税収としては前年と比較して増収となるということですが、今後、課題が出てくるとしたらどのようなことが考えられるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 課題といたしましては、市職員の税徴収事務の経験や、知識の空洞化が挙げられます。事務プロセスの運用までを一括して委託することになったことから、公権力の行使に関連する補助的な業務、決済準備に携わることが少なくなるため、税徴収事務に関する経験や知識が乏しくなることの懸念が挙げられます。一方で、受託業者は業務委託の目的に掲げている累計滞納の解消、税収の安定確保及び徴収業務のさらなる効率化による市税等収納率の一層の向上を図ることを目的に、パートナーシップとして役割を分担してきたものでございますことから、受託業者は本業務を円滑に遂行するため、進行管理とその評価を行い、問題点の整理や企画発案を継続的に行うことができなければならないと認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） そのようなときは、市はどのように対処していこうと考えているのかお聞かせください

い。

○納税課長（中野哲也君） 市職員の税徴収事務の経験や知識の空洞化対策といたしましては、職場内研修等を実施し、窓口、電話入力作業、調査業務等を通じた基本的知識を習得していきたいと考えております。また、納税課内で勉強会を定例的に実施し、税知識の向上、税制度についても習得していきたいと考えております。なお、経験や知識の空洞化対策の一環といたしましては、納税課職員研修計画を整備し、職務経験、年数等に応じ、外部研修への参加などにより、税知識の標準化や組織力の向上にも努めていきたいと考えております。

一方、受託業者におかれましては、責任者、管理者及び従事者に業務遂行に必要と判断される知識の習得を目的とした研修を適切に実施するほか、受託業者の知識の空洞化を防止する対策を講じ、本業務を円滑に遂行できる体制を求めています。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

なぜ納付できないのか。通常、増収、税収、収納率を上げるということは大事ですけども、支払えない方がなぜ納付できないのかという把握する仕事は、徴税吏員がやらなければならない仕事と考えています。滞納原因や背景にも目を配っていただき、歳入の確保と基本となる市税の収納率の向上の実践を現場に求めます。

また、つい先日の話ですが、納税などに関する大量の個人情報の入ったハードディスクを破棄しようと、請け負った業者の担当者がオークションに出品して、個人情報、納税情報が外部に流出したという事件もありました。改めて個人情報の管理の徹底もよろしくお願いいたします。

それでは、②の財源創出についての質問に移ります。

財源の創出に当たっては、企業誘致により財源を創出する方法があると思いますが、市はどのように考えていますでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 企業誘致に関しましては、雇用機会の確保や税収の確保といった観点から、市長答弁にもございましたとおり重要であると認識しております。しかしながら、当市ではこれまでのところ具体的な取り組みは行ってきませんでした。過去に自動車関連の工場の誘致の話はあったと聞いておりますが、現在では工業地域の住宅化が進み、企業誘致の対象となる事業用地の創出が困難であると考えております。しかしながらIT関連や、技術系教育機関などの企業の研修開発部門などの誘致につきましては可能性が考えられますことから、こちらにつきましては今後研究してまいりたいと考えております。

産業振興における財源創出につきましては、現在、創業支援事業による創業者の創出や、平成30年度から取り組んでおります地方創生活気ある商店街づくり事業等によりまして、市内事業者の増加と事業の収益性を高めることで、その効果を期待しているところであります。

以上です。

○11番（森田博之君） 同じく財源創出に当たっては、地元事業者と雇用の創出といった課題に取り組んでいき、業績を上げていただくことも財源確保とつながると考えますけれども、市はどのようにお考えでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 雇用創出に関する考えでございますけれども、雇用の増加を図る市の直接的な取り組みは実施しておりませんが、平成28年度から東大和市商工会との連携によりまして若手技術者育成事業を実施し、市内工業所の入社体験を通して雇用の促進を図っているところでございます。

また庁舎5階に設置されておりますふるさとハローワーク、こちらの就職情報室でございますが、こちらとの連携やハローワーク立川との共催にて、年数回開催しておりますミニ就職面接会、こちらを通しまして地元

企業の雇用促進に結びつけているところがございます。今後につきましても、東大和市商工会やハローワーク立川等との連携を図りながら、雇用対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

雇用対策における商工会との連携についての答弁がありました。中小企業大学校との連携はどのようになっていますでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業大学校との連携でございますが、中小企業大学校東京校にございますインキュベーション施設、こちらビジネストと申しますが、こちらと連携し、平成26年度から創業支援事業を実施しております。この事業は、創業に必要な専門的な知識の学びと創業支援相談窓口ですね、こちらを実施しており、市内で創業するきっかけをつくり、市内の産業の活性化に結びつけることを目指しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 市長答弁でもありましたとおり、税収の安定確保に向けた企業誘致は重要な取り組みであります。企業誘致は大企業ばかりではないと思いますし、中小企業大学校東京校にあるビジネストとの連携による創業支援事業などの取り組みはとも評価しています。引き続き、粘り強く取り組んでいただければと思います。

続きまして、イの有料広告に対する市の考え方についてですが、現在、市報や庁舎案内版などの媒体に広告を掲載しているとのことでしたが、市が公表している第5次行政改革大綱推進計画の取組状況報告書を見ますと、平成30年度は新規の広告媒体の導入がなかったようです。これについて、どのようにお考えかお聞かせください。

○行政管理課長（木村 西君） 広告の新規媒体につきましては、他市の導入状況を参考にさまざまな媒体での広告拡大に向けて取り組んでいるところでございますが、広告につきましては、設置場所、あるいは集客数の影響を受けますことや、広告主にとりましても投じた経費とそれに見合う効果が期待されますことから、現状では新たな媒体の確保が難しいという状況でございます。しかしながら貴重な自主財源となりますことから、継続して有料広告による財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 広告導入に当たっての課題があると思うんですけど、それをお聞かせください。

○行政管理課長（木村 西君） 広告導入に当たっての課題でございます。広告の設置につきましては、東京都屋外広告物条例で設置禁止の区域など、広告物の制限が規定されているところでございます。一つの例でございますが、国または公共団体が管理する公園、運動場、河川、また学校、図書館等の建造物の敷地及び官公署の敷地となっているものでございます。このような規制がありますことから、庁舎内などの建物内に広告を設置している状況でございます。

また他市の導入事例では、エレベーター内、それから給食の献立、レシートの裏などがございますが、広告の価値は媒体を通じまして見る方の数に影響されますことから、また企業等が経費との関係で効果がある掲載を希望する媒体の確保が難しい状況でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 新規の導入は難しいということでしたが、現在導入している広告媒体の内容と推移がわかればお聞かせください。

○行政管理課長（木村 西君） 現在導入しております広告につきましては、平成19年に市公式ホームページのバナー広告を導入いたしまして、平成30年度の実績でございますが、年間で約166万円の歳入があるところでございます。その後、平成21年にモニター広告を設置いたしまして、平成22年に市報の15日号への広告を導入いたしました。現在では1日号にも広告を設けております。また平成23年に庁舎1階の市民ロビーにパネル広告を導入しまして、これ以降、広告つき庁舎案内版、家庭廃棄物有料袋への広告、ごみ分別アプリへの広告を導入しているところでございます。

また直接的には広告という趣旨ではございませんが、平成27年にネーミングライツを導入いたしました。これらの合計といたしまして、平成30年度の実績でございますが、年間で約755万円の歳入があるところでございます。その他、広告代理店が企業広告を募集いたしまして、その費用で市の封筒、あるいはくらしの便利帳などを無償で市に提供していただくことで、歳出の縮減にも努めているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

広告収入は貴重な財源になると思っております。課題はあるようですけれども、継続した取り組みが重要だと思っておりますので、新規媒体の確保、既存媒体にも、増額につながることなど、継続して取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、ウのふるさと納税についての質問に移ります。

ふるさと納税は、近年、件数や取り扱い金額もふえており、自治体にとって貴重な財源確保の手段であると考えております。一方で、都市部の自治体においては、他の自治体へのふるさと納税を行う住民がふえ、大きなマイナスの影響額を出しているということも聞いております。これらを踏まえ、これより幾つかふるさと納税に関する質問をいたします。

まず初めに、市ではふるさと納税に関する取り組みをいつから開始したのでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） 市のふるさと納税の推進に関する取り組みについてでございます。まず旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金につきましては、平成28年10月から受け付けを開始しております。また一般寄附につきましては、平成29年3月から寄附者への返礼品の送付を開始したところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ふるさと納税というと、市民の方が他の自治体を応援するために寄附することを思い浮かべますが、市民の方が東大和市にふるさと納税を行うことってというのはできるのでしょうか。可能な場合、参考にその件数も教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市民の方も、御自身が住んでいる東大和市に、ふるさと納税により市税の控除を受けることができるようになっております。しかしながら、返礼品を受けることができないという制度でございます。

平成30年度におきましては、変電所の保存等に係る寄附金につきまして、個人、団体も含めて全体で83件、御寄附をいただきましたが、そのうち市民の方の割合は25件となっております。同様に一般寄附につきましては、全体で141件、御寄附をいただきましたが、そのうち市民の方は11件となっております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ふるさと納税に対する取り組みを開始した平成28年度以降、市の受け入れ金額の推移を教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 団体からの寄附、また募金を除きまして、市内及び市外の個人からの寄附金について答弁させていただきます。

変電所の保存等に係る寄附金につきましては、平成28年度、こちらにつきましては同年の10月から寄附金の募集を始めておりますので、約半年ということでございますが、全体で211万500円、平成29年度が295万7,480円、平成30年度が139万8,463円、全部、28年度からの合計で646万6,443円となっております。

一般寄附につきましては、平成28年度、こちらの先ほど29年の3月から寄附者の方への返礼品の送付を開始したと御説明させていただきましたが、それ以前からも御寄附をいただいておりますので、28年度は1年間ということで、こちらが72万8,000円です。平成29年度が153万円、平成30年度が777万2,000円、合計いたしまして1,003万円ということでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

一般寄附につきましては、平成30年度、大幅に増加しておりますけれども、この要因について教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 平成30年度におけます一般寄附の増加要因でございます。まず、全国的にふるさと納税を行う方がふえているという傾向がございます。また、そのほか市におきましても、平成30年度に返礼品を合計で11品目ふやしたことによります、その効果があったものと考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

一方で、市民の方が自治体に寄附することにより、市民税が控除された金額の推移を教えてください。

○課税課長（真野 淳君） 市民税の控除額につきましては、平成28年度が約3,600万円、29年度が約6,860万円、30年度が約8,930万円であります。

○11番（森田博之君） 市民税の控除については、年々ふえているというのがわかりました。

これは当市に限った話ではなく、特に区部では、毎年度、数十億円もの金額に上っているケースもあると聞いています。杉並区では、令和元年度における住民税の流出額が24億7,000万円に上ったとのこと。改めて、市全体としてふるさと納税の影響をどのように捉えていますでしょうか。

○企画課長（荒井亮二君） ふるさと納税の影響ということでございます。平成30年度を見ますと、まず市内外の個人の方から寄附金額が、変電所の寄附、そして一般寄附、合計で917万463円でございます。また市民の方が自治体に寄附をしたことによります市民税の控除額、こちらが約8,930万円でございます。

また、その他といたしまして、ふるさと納税を推進するためにですね、主な関係経費というものがございません。こちらが例えば返礼品代ですとか、インターネットサイトの手数料、またクレジットカード納付手数料など、こちら合計いたしますと平成30年度で約289万円ほどかかってございます。

また、その一方で、先ほど申しました市民税の控除額、こちらにつきましては普通交付税の算定上、算入されておまして、こちらが考慮されているということになってございます。これらを含めまして、全体のお話でございますが、他の自治体同様に、ふるさと納税の効果というよりは、当市におきましてはマイナスの影響が大きく出ているところでございます。また、このあたり税制度としても、課題があるものというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 厳しい財政状況の中、マイナスの影響額が続く場合、今後の行財政運営への影響も懸

念されております。今後、市ではどのような対策を行っていくのかお聞かせください。

○企画課長（荒井亮二君） ふるさと納税の影響額への対策というところでございますが、まず変電所の保存に向けた寄附につきましては、この取り組みの理解促進を進めるために、インターネット上のふるさと納税サイトですとか、またSNS、またポスター、チラシなどを活用いたしまして、積極的に周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また一般寄附につきましては、市内の事業者の皆様がつくります特産品を返礼品として加えまして、少しでも多くの寄附金を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

また、それとあわせまして、ふるさと納税の推進という側面に合わせまして、東大和市の特産品を全国にPRできる、産業振興につなげるいい機会でございますので、そちらも推進してまいりたいと思っております。

なお、令和元年10月からはですね、新たな取り組みといたしまして、企業従業員向けにインターネット上のサイトでふるさと納税を推進する、そういったサービスの利用も開始しているところでございます。これらの取り組みを通して、より多くの寄附をしていただける方を開拓し、少しでも多くの財源の確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ふるさと納税については、毎年度マイナスの影響額が出ておりますが、ふるさと納税の推進に取り組むことは、財源の確保を図ることはもとより、変電所の保存などの特色ある取り組みや、東大和市のことを全国に知ってもらうチャンスでもあります。また先ほど御答弁でもありましたように、返礼品として市内事業者がつくる特産品を、全国にPRするまたとないチャンスでもあります。ふるさと納税による税の流出を防ぐとともに、ピンチをチャンスに変えるという意気込みで、今後もぜひ財源確保に向けて積極的に取り組んでいていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

観光及び産業振興について。アとして、大会を契機とした観光及び産業振興につなげるための施策における取り組みと今後の課題はでありますけれども、初めに東大和市アクションプランの5つの取り組み方針のうち、観光及び産業の振興と多言語対応について、改めて4つの取り組み内容と具体的な事業について教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 4つの取り組み内容の具体的な事業についてでございますが、中央公民館では4つの取り組み内容のうちの一つ、観光及び産業に関する事業の実施において、インバウンドと言われる訪日外国人旅行者をターゲットに、市内を案内するための英語力を身につける講座と、民泊について学ぶ講座を事業としております。

以上でございます。

○市民部副参事（宮田智雄君） 産業振興課では、4つの取り組み内容のうち、3つを所管しております。

初めに、観光及び産業に関する対外的な情報発信としまして、多言語対応の観光マップの作成を、次に観光ボランティアの育成としまして、観光ボランティアガイド養成講座の実施を、最後に公共施設、市内の表示、案内版及び標識の多言語化の検討及び実施としまして、市内に1カ所設置しています観光案内版の多言語化を事業としております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございました。

4つの取り組み内容と具体的な事業については把握できました。

それでは、各事業のうち、公民館で実施されている英語の講座と民泊の講座についてですが、観光及び産業に関する事業として、どのような考え方から、このテーマに取り組みられたのか。また、この講座の成果としてどのようなことを期待しているのか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 初めに、英語力を身につける講座につきましては、蔵敷公民館が主催としております。内容は、訪日外国人を迎える上でのマナーや、地域を紹介するための知識を学ぶ座学と、来訪者に対して英語で地域を紹介するための基礎知識を習得し、市内をガイドする実践力を学習するものです。成果といたしましては、世界の観光動向や地域特有の文化等を学ぶことで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で高まる国際意識のさらなる向上と、交流人口の増加、東大和市民としての郷土愛の醸成が高まることにつながると考えております。

次に、民泊の講座につきましては、ヒガシヤマト未来大学狭山班が主催しております。この講座は、住むまちを楽しくしたいという人が集まり、地域の資源を発見、実現をコンセプトに民泊について学ぶものです。内容は、市内の観光地化を推進するため、地域の活性化に取り組むことを目的に、市内地域の歴史、先進市の取り組みなどを見学し学習するものであります。成果といたしましては、外国人の方を含む多くの宿泊者をお迎えするにはさまざまな準備が必要であり、民泊の知識を参加者が習得されることにつながると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

2つの講座の成果についてですが、まず英語力を身につける講座につきましては、英語で地域を紹介するための基礎知識を習得して市内をガイドする。実践力を学習し、国際意識の向上、交流人口の増加、郷土愛の醸成が高まる成果を得られたということ。また民泊の講座については、市内の観光地化を推進するため、外国人を含む多くの宿泊者をお迎えするための知識の習得があったと——が成果だというふうに理解いたしました。公民館では、この講座の成果を踏まえ、東大和市アクションプランに掲げる観光及び産業に関する事業の実施に掲げる、創設されるレガシーとはどのようなことか教えてください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 東大和市アクションプランに掲げる公民館が取り組む事業から創設されるレガシーについてであります。公民館で講座が終了する時点で、自主団体活動に発展して、観光及び産業の活性化に向けて支援を行ってまいりましたが、実現には至りませんでした。しかし、この講座に参加した方々が地域のことを学び、広く広めていく意識を持っていただくことと思いますので、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成には寄与することができたと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） わかりました。

次に、東京2020大会を契機とした観光及び産業振興につながるための施策を考える上では、スポーツ資源を生かして観光と融合する取り組みが重要であると考えています。国の動向では、平成23年より、この取り組みをスポーツツーリズムとして推進し、交流人口の拡大や地域経済の波及効果などを目指しているところであり、まさしく東京2020大会はその好機と言えます。そこで、スポーツツーリズムによる市の観光事業について、現状などを教えてください。

○市民部副参事（宮田智雄君） スポーツツーリズムによる市の観光事業についてであります。平成31年度で最終年度となります狭山丘陵観光連携事業におきまして、12月15日、日曜日に記念イベント、SAYAMA

HILLS RIDEを開催いたします。今回のイベント内容は、自転車をテーマに企画をしております。これは広域連携事業による交流人口の拡大を図る上で、狭山丘陵を周遊するための二次交通の課題と、従前より人気のある多摩湖自転車歩行者道などのサイクリング環境を活用した新たなコンテンツづくりの検証の機会として、自転車に着目したものでございます。狭山丘陵という地域資源が、自転車によるスポーツの力で、観光資源としてさらに注目される可能性を秘めたイベントとなることを目指しており、スポーツツーリズムの一環として捉えているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

本日、タイムリーに新聞も読ませていただきました。そのようなことを行っているんだなというふう把握させていただきました。

スポーツと観光資源を融合する取り組みであるスポーツツーリズムの機会として、記念イベント、SAYAMA HILLS RIDEは、ぜひ成功させていただきたいというふうに思います。

それでは、今後の課題についてですが、先ほど市長答弁の中で東京2020大会を契機とした観光及び産業振興につなげるためには、市の産業や観光に関する魅力を国内外に向けてさらに発信していくことが重要だと考えを伺いました。多くの来訪者を招きへ入れる上でも、市の産業や観光に関する魅力を幅広く情報発信していくことは必要です。そこで、最後に情報発信の取り組みについて考えなどありましたらお聞かせください。

○市民部副参事（宮田智雄君） 観光事業におけます情報発信の取り組みとしましては、市報や市の公式ホームページを初め、市の公式フェイスブックやツイッターのSNSのほか、観光子育てアプリ「東大和スタイル」を活用しております。また、うまかんべえ～祭などのイベントでは、さらに幅広い情報発信を目指しております。新聞及びケーブルテレビなどのマスメディアや、公共交通機関でのポスターの掲出などにも取り組んでおります。

さらに、一つの例ではございますが、第8回うまかんべえ～祭におきましては、協賛企業がインスタグラムを活用して、情報発信をしてくださいました。このように、民間活力によります効果的なPR方法の導入につきまして、さらに研究していくとともに、今回、開催いたします記念イベント、SAYAMA HILLS RIDEにおきましても、検証の機会にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

来年に迫るオリンピック・パラリンピックは、東大和市の魅力を世界に発信できる大きな機会だと思っております。例えば旧日立航空機立川工場変電所は、東大和市の戦災建造物でもありますけれども、日本全国、世界各国に発信できる文化財でもあります。この機会に東大和市にお立ち寄りいただいて、変電所について訪日外国人に対して、多言語でガイドできるようにしておくこととあわせて、お越しいただけるような観光アプローチも必要じゃないかなというふうに思っております。

民泊については、空き家対策として、有効な方法であるということとしますので、ぜひ学ぶだけではなく実践できるような取り組みを期待いたします。

また、スポーツツーリズムとして、多摩湖、狭山丘陵は、東大和市にとりましても貴重な地域資源であります。自転車もそうですけれども、今年度で30回を迎える多摩湖駅伝、東大和にはスケートセンターもあります。スポーツツーリズムとして生かしていただければと思います。

ラグビーワールドカップの盛り上がりは、記憶に新しいところではありますが、その観客動員は170万人を超え、ラグビーワールドカップ2019組織委員会では、大会が創出する経済波及効果の総額は約4,372億円と試算されていました。東京2020大会開催に伴う経済波及効果は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局によりますと、2013年から2030年の大会、10年後までで東京都で約20兆円、全国で約32兆円、東京都のレガシー効果だけでも約17兆円と試算しています。

また政府の政府再興戦略2016の中で、スポーツ成長産業化に向けて、スポーツの市場規模を2015年の5.5兆円から、2025年度までに15兆円に拡大する目標を掲げています。大会を契機に、オリンピック・パラリンピックというこのチャンスを逃すことなく、具体的に施策を展開されていくことを強く要望いたします。

続きまして、障害者スポーツの普及・啓発における現在の取り組みと課題についてです。

障害者スポーツについては、先ほど市長答弁において、東京都車椅子バスケットボール連盟と連携し、車椅子バスケットボール大会を共催で実施されてるほか、小中学校に当たっては普及体験教室を実施されているとのことで伺いました。車椅子バスケットボールは、障害者スポーツの中でも人気が高く、普及度ともに高いスポーツであると認識しているところではありますが、車椅子バスケットボール大会、普及体験教室の具体的な取り組みについてもう少し詳しくお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 車椅子バスケットボール大会、それから普及体験教室の具体的な取り組みというところでありますけれども、車椅子バスケットボールは東京2020パラリンピック競技大会でも、正式競技として取り入れられる競技でありまして、いずれの事業も東京都車椅子バスケットボール連盟の協力を得て実施をしている事業であります。本年6月、ロンドみんなの体育館で実施をいたしました車椅子バスケットボール大会を一例に挙げて御紹介をさせていただきますと、連盟加入団体によるトーナメント戦、こちら6試合でありますけれども——のほかですね、一般参加者向けのプログラムといたしまして、車椅子の試乗体験会を実施したところでもあります。

また普及体験教室は、平成27年度から開始をした事業で、市内の小中学校に出向いて行うものでありますけれども、その主な内容といたしましては、障害や車椅子に関する講話のほか、車椅子の操作方法などに関するものであります。こちらの普及体験教室につきましては、学年を一つの学年に限定させていただく形ではありますけれども、毎年、3校程度で実施をしております、これまでに11校で実施をしてきたところでもあります。未実施の4校につきましても、今後、学校側と調整を行い、実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

車椅子バスケットボールについては、普及体験教室を含めて様子がわかりました。現在、市で取り組みを行っている生涯スポーツで、車椅子バスケットボール以外の障害者スポーツに関する取り組みや、普及に向けたアプローチがあればお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） 現在、市で取り組みを行っております車椅子バスケットボール以外の障害者スポーツに関する取り組みや普及に向けたアプローチということでもありますけれども、先ほどの車椅子バスケットボールと同様に、東京2020パラリンピック競技大会の正式競技として取り入れられている競技で、ボッチャという競技があります。ボッチャにつきましては、比較的新しい競技ではありますけれども、手軽に始められるということから、近年ではスポーツ推進委員が中心となりまして、例えばニュースポーツといった事業の中で、ボッチャの競技を紹介するほか、障害のある方や団体からの要請に応じて、年に数回程度でありますけれども、体験

会等を実施しているところであります。またボッチャの競技に関しましては、中央公民館の障害者青年教室であります青年ビートクラブにおきましても、平成29年度からスポーツ推進委員の皆様が年2回指導を受けて、技術の向上に取り組んでいるところであります。

なお、本年12月7日にロンドみんなの体育館で開催をされました、わくわくボッチャ市民大会兼東京都市町村ボッチャ大会2020選考会に、青年ビートクラブのメンバーが15人参加をいたしまして、これまでの練習の成果を発揮されておりました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 12月7日、私もちょっと行きたかったんですけど、行けなかった、残念でございます。そのボッチャ市民大会について、もう少し詳しくお聞かせください。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 私のほうから、この12月7日に開催されました、わくわくボッチャ市民大会兼東京都市町村ボッチャ大会の2020選考会で、中央公民館の障害者青年教室であります青年ビートクラブが参加したことは、今部長のほうから答弁さしていただきました。その大会結果については、この青年ビートクラブからは4チームほど参加をさしていただきまして、1チームは1位をとらしていただく成績をおさめました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 1位ということで、大変うれしく思います。これを機会に、さらに機運が高まるということを期待しております。

そのような中、東京2020パラリンピック競技大会の開催後には、障害者スポーツにも焦点が当たってくると考えますけども、その受け皿を市はどのように考えているのかお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 東京2020パラリンピック競技大会の開催後における障害者のスポーツの受け皿ということでもありますけども、当市の生涯学習・生涯スポーツ推進計画の推進目標に、「いつでも、だれでも、どこでもスポーツを楽しむ」といった記載がございます。障害者スポーツは、障害のある方、ない方にかかわらず、子供から高齢者まで楽しむことができるスポーツでありますことから、まずは各種事業を実施し、障害者スポーツや共生社会の理解促進を図る中で受け皿を拡大し、そのニーズに応じていくということが重要であると考えているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 私自身も、障害のある方も、ない方も一緒になってスポーツが楽しめる環境が一番だと考えておりますし、今後は東京2020パラリンピック競技大会を契機として、障害者スポーツを楽しむ方がふえていくことが予想されると思います。今後の課題があればお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 障害者スポーツの今後の課題ということでもありますけども、近年では障害者スポーツはもう一つのスポーツという意味で、パラスポーツという名称で呼ばれることが多くなってまいりました。このことは決して障害者スポーツが特別のスポーツであるということではなく、一般的なスポーツであるということの意味するものであります。これらを実現するためにも、障害の特性を理解した指導者の育成や、個々の障害者に応じた用具、それから環境の整備、充実が課題であると認識をしているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、東大和市アクションプランにおいて、5つの取り組み方針のもと、さまざまな事業が数多く掲げられています。来年に迫った東京2020オリンピック・パラリ

ンピック競技大会が、次世代を担う子供たちにとって感動の機会であってほしいと思いますし、多くの学びの機会であってほしいと思います。障害者スポーツ実施率の向上もそうですけれども、その中で世代を超えて、国を越えてさまざまな人たちが、スポーツで多様性を学べる機会になればと願っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

---

午後 2時49分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、図書館事業の評価と課題、指定管理者制度導入の適否について。

2018年2月15日、東大和市立図書館協議会は、地区図書館の開館日・開館時間の見直しについて、指定管理者制度を導入せずに直営を維持しながら可能な見直しを行うこと、見直しは開館日・開館時間だけでなく図書館サービス全体で見直すことなどを求めました。

以下、伺います。

①図書館サービス全体を見直すという図書館協議会の答申に沿って、どのような検討が行われてきたのか、伺います。

②図書館サービス全体を見直す視点に立って、市の図書館事業の果たすべき役割と現状どのように評価し、課題をどのように捉えているのか、伺います。

③図書館へ指定管理者制度は導入すべきではないと考えますが、見解を伺います。

2、公民館、老人福祉館、市民センター、集会所などの有料化について。

①第5次行政改革大綱推進計画では、使用料・手数料のあり方について、今年度中に方針を決定することとなっています。何が、どのように検討されているのか、伺います。

②公民館及び、老人福祉館、市民センター、集会所などの公民館的施設の果たすべき役割と現状をどのように評価し、課題をどのように捉えているのか、伺います。

③上記施設の有料化に反対ですが、市の見解を伺います。

3、市財政について。

①ごみ焼却施設建設や下水道管渠の更新など、今後考えられる大きな財政支出としては、どのようなものがあるのか、また、その財政規模と市民負担について伺います。

②意思決定に至る過程で、市民に十分説明し、意見を聞き、理解を得る必要があると考えますが、市の見解と対応を伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・

拡充について。

①市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地は都営団地の空き地8.3万平米のほかに保育園用地として4カ所が示されています。市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米、ほかに市営団地の空き地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みや検討状況について伺います。

以上です。

再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、図書館事業についてであります。中央図書館は昭和59年4月の開館以来、多くの市民の皆様にご利用いただいております。しかし、市立図書館の開館日及び開館時間につきましては、市民の皆様からも近隣市に比べ少ないという指摘をいただいております。指定管理者制度の導入は、その課題を解決する有効な手段になるのではないかと考えてはおります。現在、教育委員会において検討が継続しておりますことから、その結果に基づいて最終的な判断をしたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、使用料・手数料等のあり方についてであります。第5次行政改革大綱に基づき、使用料・手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、負担のあり方を検討しているところであります。平成27年6月に策定しました使用料・手数料見直しに係る基本方針に基づいて、見直しを行う使用料・手数料等を対象とし、市の現状や他市の状況を参考に負担のあり方について検討をしているところであります。

次に、公民館、老人福祉館等の役割と現状及び課題についてであります。公民館は市民の皆様の実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行う中で、教養の向上、健康の増進などを図るための施設として利用していただいております。また老人福祉館、地区会館、集会所は市民の皆様の学習やレクリエーション活動の施設として利用していただいております。公民館、老人福祉館等におきましては、利用される皆様の活動内容の向上に資するよう適正な維持管理に努めているところでありますが、各施設において経年劣化に伴う設備等の老朽化が進んでおり、こうしたことへの対応が課題であると認識をしております。

次に、使用料・手数料等の市民負担についてであります。使用料・手数料等は特定の人だけが利益を受ける行政サービスにつきまして、必要な費用を負担していただくものであります。利益を受ける人と受けない人との公平性を保つためにも、また持続可能な自治体経営のための行財政運営を行うためにも、応分の負担をしていただくことが必要であると考えております。

次に、今後見込まれる財政負担の大きな支出についてであります。現時点の状況で幾つか例を挙げますと、小平・村山・大和衛生組合における焼却施設の整備につきましては約264億円、公共下水道ストックマネジメント基本計画における下水道施設の更新等につきましては約262億円、公共施設等総合管理計画に基づく建築系の公共施設の更新につきましては約940億円が見込まれているところであります。財源につきましては、国や東京都の補助金等の活用にあわせ、歳入の確保を図り、一般財源の負担をでき得る限り減らしてまいりたいと考えております。

次に、意思決定に当たり、市民の皆様への説明等についてであります。必要に応じて市民説明会やパブリックコメント等により、説明や意見等を伺うなど、市民の皆様の理解に努め、事業を進めてまいりたいと

考えております。

次に、国有地・都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。現在検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、令和2年度の取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、具体的な検討には至っておりません。都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などについて東京都と協議を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、特別支援学校の設置に向けた事業を推進するため、令和元年6月28日に東京都教育庁と市におきまして、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を取り交わしております。

次に、東京都水道局が保有する用地につきましては、当該用地を活用しました保育施設の整備に向けて、東京都と調整を行っているところであります。市有地についてであります。みのり福祉園跡地、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の利活用につきましては、民間事業者との対話による市場調査を実施して、その結果を踏まえて、利活用方針について検討しているところであります。財源の確保や市の財政への影響を最小限にすることなどの視点について、引き続き検討をすることとしております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館サービスの見直しの検討について御説明をいたします。

東大和市立図書館協議会からの答申では、主文において、開館日及び開館時間のことだけではなく、図書館サービス全体で見直しを検討するよう求められております。そのため検討に当たりましては、令和元年10月からの図書館システムの更新や、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入も念頭に入れ、図書館事業全体を対象に含めた検討を進めてきております。

次に、市立図書館の果たす役割と現状の評価及び課題についてであります。市立図書館は市民の身近にあって、市民の学習に必要な資料や情報を収集、整理し、提供する役割を果たしております。また地域の情報拠点の機能を有し、図書館活動の推進にも努めております。現状の評価であります。事業内容やレファレンスの内容、件数などにつきましては、市民の皆様からは一定の評価をいただいているものと認識しております。課題といたしましては、図書館サービスの基本的な部分であります開館日及び開館時間が、近隣市に比べて少なく、改善が求められていることが挙げられます。また今後の社会教育施設のあり方については、さまざまなニーズがあり、図書館につきましても、他部局と連携した個人のスキルアップや、住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められていると認識しております。

次に、図書館に指定管理者制度を導入することについてであります。地区図書館への指定管理者制度の導入に対する検討につきましては、東大和市立図書館協議会からの答申に基づき、現体制での見直しと並行して情報収集や検討をしてきております。図書館の指定管理者制度を導入するかどうかにつきましては、各自自治体の判断に委ねられており、全国的には徐々に増加している状況にあります。また近隣市の状況につきましても、指定管理者制度の導入が進んでおり、運営面につきましても良好である旨の評価を得た中で、継続した指定が行われております。指定管理者制度の導入につきましては、さまざまな御意見もいただいておりますので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。それでは、再質問を行います。

まず図書館の問題ですけれども、図書館協議会の答申は、直営を維持しながら可能な見直しを行うっていうものですが、図書館長は見直しについては3項目を必須としました。3項目というのは、桜が丘図書館の夜間開館を夜7時まで週2日間実施すること。清原図書館の休館日を週2日から1日にする。祝日は閉館せずに、祝日の翌日を閉館とする。この3つです。いただいた資料では、3項目を実現するためには、直営では困難だと改めて教育長に報告しているようです。

2008年の議会答弁では、中央館には過去に18名正規職員がいたことがわかっています。桜が丘や清原も、それぞれ3人いたことがわかっています。それを現在14名——中央館14名、地区館2名、2名へと大きく減らし、しかも2017年、18年は各年欠員が1名、さらに現在は欠員が2名になっています。そういう状況に図書館を置いておきながら、桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施する。清原図書館の開館日を1日ふやす。祝日開館を実施する。これらを人員をふやさずに実現する。こういうことは、できるはずがないではありませんか。無理難題を押しつけて、指定管理者制度を導入する、導入という結論を押しつける、指定管理者制度先にありきの検討です。

いただいた資料によると、館長は5月に続いて11月20日にも直営での見直しは困難という報告を教育長にしています。この結論を出すために、事業係長に業務合理化のための事業仕分け案を作成させ、これをいろいろ欠陥があると言って全面的に否定をして、直営での見直しは困難と結論づける。全部で2,500人工を超える合理化案を、事業係長は数カ月かかって作成したわけです。部分的にでも採用できれば合理化が図られる。この可能性があるのに、欠陥を指摘して全面的に不採用として見直し困難と結論づける。事業仕分け案の中で採用できるものは一つもないのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 事業係から提案されました事業仕分け案の人工につきましては、これまで各担当者から出された案を単にまとめたものになっておりました。そうしたこともあり、人工の出し方だけでも、正規職員、嘱託員、臨時職員を同一に捉えて集計がされており、業務の内容につきましても、嘱託員や臨時職員に係る業務がほとんどとなっております。また削減することにより、課題ですとか、削減後の業務量の把握などもされていないことから、かなり不十分な内容であったと思っております。そのため臨時職員も含めた全体のシフト表ですとか、削減案を採用した場合に生じる課題などについて、追加の資料や説明を求めておりましたが、結局、提出には至りませんでした。

令和2年度の予算見積書の提出期限がまいましたので、提案された案の中から一部だけでも採用したとして、実際に一体何人の嘱託員や臨時職員が削減できるのか、こういうことを事業係のほうにも確認したところ、削減はできず、現状の体制を維持したいと、こういう答えでございました。

採用できるものは一つもないのかというお尋ねであります。提出された仕分け案では、正規職員を削減する場合には、同時に相当数の嘱託員や臨時職員も削減することが必要になってまいります。しかし、実際には嘱託員や臨時職員を削減することができないといったことから、正規職員だけで1人工以上の削減をするという事は困難であると判断しまして、その後の職員会議等にも報告をしています。

以上です。

○6番（尾崎利一君） この今説明があった経過については、提出していただいた資料に載っていますけれども、このいただいた資料を見る限り、これらの人工案、2,500人工を超える合理化案、仕分け案の一つ一つの内容に立ち入って、それを検討したという形跡はありません。結局、全面的にこの案を否定するためだけに、係長

に2,500人工を超える膨大な事業仕分け案を作成させるということだったのではないか。私はこの経過を読んだときに、こんな職場、率直に言って自分だったらいたくないなっていうふうに思いました。こういうやり方は、ちょっとひどいのではないかとこのように思います。

図書館サービス全体をどのように見直しているのかという点、今回、伺っています。東大和市の図書館が似たような規模の自治体の図書館の中では、蔵書数でも、1人当たりの資料費の額でも、貸し出しやリクエストなど、サービスの点でもトップレベルにあることは、この間、何度も確認してきたところです。お子さんが治療法の確立していない病気にかかった際、レファレンス室のサポートで治療経験のある医師を探し出し、健康を取り戻すことができたという経験。インターネットも普及していない時代に、国会図書館でも、都立図書館でも、近隣の図書館でも見つからなかった研究雑誌を、東大和市図書館が見つけてくれたという事例。東大和市の図書館が大変大きな役割を果たしてきたこと、市民にとって大変優秀な図書館であることは明らかだと思います。この点いかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今議員のほうから御紹介いただきましたように、東大和市の図書館の事業については、一定の評価はいただいているものというふうに認識しております。今後もこういった事業を継続して、各市の評判、あるいは市民の皆様の利用に寄与していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今回は図書館サービス全体をどのように評価し充実させていくかという点で、幾つか伺います。

まず、多文化、多言語サービスです。

中央図書館20年の記録では、当時、21言語、1,746冊の資料があったとされています。当時の外国人登録数は829人となっていますが、現在の登録数と多文化、多言語資料数を伺います。また、その利用状況はどうなっているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 令和元年11月1日現在ですが、市内の外国人登録者数は1,171人となっております。資料数は、平成30年度末で25言語、2,499冊、貸し出し冊数は平成30年度、一般書636冊、児童書659冊、合計1,295冊です。平成29年度は、一般書644冊、児童書709冊、合計1,353冊です。平成28年度は、一般書599冊、児童書667冊、合計1,266冊となっております。評価といたしましては、多言語資料の収集とともに、日本語の学習や日本についての多言語資料等も収集し、外国語を母国語とする方の学習にも役に立ててというふうに思っております。

また、外国人だけではなく、外国語を学ぶ人にも利用されていると認識しております。課題といたしましては、多言語資料は出版情報や資料の入手が難しい場合が多く、また内容を見るのに全ての言語については把握が難しく、収集すべきかどうかの判断に苦慮するということがございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 評価と課題はこれから伺おうかなと思ってたんですけど、外国人労働者のひどい働き方が今大問題になっています。孤立してしまっているという状況もある。市内には、外国から来た方々に日本語を教えるボランティアの方々もいらっしゃいます。こうした方々の活動が広く届いていくこととあわせて、図書館がこうした方々のよりどころとして開かれていくということも、大変重要な活動なんではないかというふうに思います。

今、館長のほうから評価と課題ということで御説明ありましたけれども、さらにそういう外国人を取り巻く

環境が苛酷になっているという状況ありますから、一層の発展をお願いしたいと思います。

次に、障害者サービスです。

図書館の20年の記録には、録音図書の貸し出し状況、点字図書の貸し出し状況が載っています。録音図書については、多いときで1,800タイトル。平成14年で1,200タイトルほど、貸し出しですね。点字図書は、多いときで65タイトル。14年では十数タイトルほどの貸し出しとなっています。

近年はどうでしょうか。また、録音図書、点字図書の蔵書数はどうか。障害のある方への資料の郵送や、宅配などの近年の実績はどうか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 録音資料の貸し出しにつきましては、平成30年度1,352タイトル、平成29年度1,568タイトル、平成28年度1,444タイトルとなっています。

展示資料の貸し出しにつきましては、平成30年度55タイトル、平成29年度64タイトル、平成28年度40タイトルです。

蔵書数は、平成30年度末で録音資料が812タイトル、展示資料が94タイトル、宅配につきましては平成30年度、一人で延べ12回、平成29年度は3人で延べ27回、平成28年度は3人で延べ25回です。郵送の回数は、随時発送ということで不明になります。それから、郵送での利用登録者数は、平成31年度11月末時点ですが、16人となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、対面朗読について伺います。

毎年、音訳者講習会を開催して、音読ボランティアを育ててきています。録音図書を作成するなどの図書館活動だけでなく、声の市報なども支えています。録音図書の作成や対面朗読の近年の実績について伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 録音資料の作成につきましては、平成30年度、図書11タイトル、雑誌12タイトル。平成29年度は、図書7タイトル、雑誌12タイトル。平成28年度は、図書13タイトル、雑誌12タイトル。対面朗読につきましては、平成30年度はゼロ回で、プライベート図書の作成が2タイトルです。平成29年度もゼロ回で、プライベート図書の作成が3タイトル、平成28年度も回数はゼロで、プライベート図書の作成が3タイトルとなっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 中央図書館の20年の記録や、30年記念誌などにも、この対面朗読や録音図書の配達などのサービスについて感謝の言葉、それから今後への期待の言葉が述べられています。また、精神発達遅滞の障害を持つお子さんを職業体験で受け入れてくれたことへの感謝の言葉もありました。サピエ図書館の会員となったことで、多くの図書が障害者に届く条件も広げられたことと思います。同時に、この20年の記録には、こんな言葉が載っています。「ですが、まだ全ての人が本を読めるには十分ではありません。本当は本が好きなのに、諦めてしまっている方はいませんか。そんな方はぜひ図書館に御相談ください」、こういう言葉です。対面朗読が、この間、ゼロってことですけれども、こうやってボランティアもたくさん、毎年、講習会をやって養成してきて、もっともっと多くの方にこうした活動が知られていけば、もっともっとこの実績、上がっていくんではないかっていうふうにも思います。障害者サービスの評価と課題について、どう考えているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 障害者サービスの評価といたしましては、図書館利用に障害のある方を対象に、録音展示資料でのサービスを中心に実施をしております。ボランティアグループの協力のもと、利用者の

方の読みたいという要求に迅速に対応できるように努力してきております。近年はデジタル化が進んだことから、サピエ図書館などからのダウンロード等も活用しまして、さまざまな資料要求に応えられるようになってきております。また、布の絵本や、LLブックなどの収集、貸し出し等も、従来になかった資料によるサービスの提供が広がってきております。課題といたしましては、音訳者等の養成と継続した活動の確保、さらにマルチメディアデジター等の新しいメディア等についての取り組みが考えられており、合理的な配慮がどこまでできるかが課題であると考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) この分野でも、図書館、頑張ってくれているというふうに思いますけれども、ただ実際に障害のある方が図書館を利用するという点でいえば、もっともっとさまざまな努力やアプローチが必要なんじゃないかというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それから、次に地域資料の収集について伺います。

これは東大和市の図書館でないとできない仕事ですので、大変重要な仕事だと思います。30周年記念誌では、地域資料について任意の提供で保存するというのではなくて、強力に収集して保存してほしいというような要望も載せられています。地域資料の収集と保存について、評価と課題を伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 地域資料につきましては、東大和市を中心に、東京都や周辺地域の資料を収集、保存、貸し出しをしております。東大和の資料につきましては、可能な限り副本をそろえ、将来の利用にも備えられるようにしております。貴重な資料であると認識しております。積極的に収集しております。

それから課題につきましては、一般の流通に乗らない資料も多いことから、刊行されたことがわからないことや、資料の入手が難しい場合があります。また保存のスペースですとか、保存環境についても、長く利用していただくためには課題であると考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 地域資料については、積極的に収集していただいているということですので、本当に市民の皆さんの協力を得て、できる限りの地域資料、収集、保存をお願いしたいと思います。

次に、子供によい本を届けるという活動についてです。

30周年記念誌には、大人になってからのあなたを支えるのは子供時代のあなたですという石井桃子さん、児童文学者の言葉が紹介されています。石井さんは、子供によい本を届けるために、48歳でアメリカに留学しています。そのアメリカでの師匠によると、子供のために図書館が受け入れるべき本として、1つは古典と言われる時間の流れであらわれた本、2つ目に標準的な本、そしてどちらにも取りつけない子供がまず興味を示す本として、成長のための飛び石となる本。この飛び石となる本の選書は難しいけれども、積極的に取り組むべきだとされています。子供によい本を届けるという活動が、実は簡単なことでは決していないということが、今回、私の発見の一つでした。

東大和市図書館では、毎年、絵本の読み聞かせ講習会を開催しています。目的と効果について伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 学校での保護者による読み聞かせの活動が盛んなことから、集団への読み聞かせに適した絵本の選び方、また集団への読み聞かせの技術ですとか、その意義などを知ってもらうための講習会を開催しております。効果といたしましては、学校などで読み聞かせをする際の準備ですとか、単に絵本選びなどにも役立つものと考えております。また実際に絵本を読む体験をしていただくことで、改めて本の魅力に触れていただけるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 2011年には、乳幼児読書支援ボランティア養成講座を開催し、34人が参加しています。この目的と効果について伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 乳幼児と読書のかかわりや、乳幼児の発達などについて学び、ブックスタートなどの乳幼児向けのサービスのボランティアの人材を養成するために実施しておりました。乳幼児向けのボランティアに実際にかかわってくださる方も含め、乳幼児期の本のことや、子供の成長のことなどを学び、活動に生かすことができてるのではないかと思います。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 2014年には、5回にわたって語り手養成講座が開催され、延べ134人が参加しています。この目的と効果を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） おはなし会の語り手を養成し、子供たちへの物語の楽しさを伝えることを目的に実施しておりました。講座終了後も参加者が活動を続けてくださり、図書館でのおはなし会などに参加してもらっています。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 2011年の乳幼児読書支援ボランティア養成講座、これブックスタート事業を始めるに当たって、今御説明ありましたが、開いたというふうにも聞きました。それから、2014年の語り手養成講座は、この20年の記録に出ていますけれども、小澤俊夫さんという昔ばなし研究所を設立したドイツ文学者、小澤征爾さんのお兄さんだそうですね、この方を招いて行ったもので、ストーリーテリングとか素読とか言われるものの講座だったようです。こうした取り組みから、自主グループも生まれて、その後の活動に結びついているということです。

平成30年度子供の読書にかかわる団体活動報告書という、図書館にありますけれども、最後のページには、市内小学校保護者による読み聞かせという一覧が載っていますが、読み聞かせやストーリーテリングは、図書館だけでなく全小学校で行われています。幾つかの保育園でも行われています。こうした活動を支えるボランティアの方々は、図書館が主催する講座などによって育てられてきているわけです。地道ですが、もっと光を当てて、さらに発展させていくべき取り組みだと思います。

この30周年記念誌にも、文庫活動や読み聞かせ活動、そのための学習に取り組んでいる市民の皆さんから、子供によい本を届ける熱意とともに、そうした活動を支える専門的知識を持った図書館員への感謝の言葉がたくさん載っています。

先ほど紹介した石井桃子さんの師匠は、図書館員とは子供が求める本を提供するだけではない。読書に対する興味を高め、一番よい本を自分で見つける感性を磨くようになるために働くのであると述べています。また図書館員がつくり上げるコレクションは、子供から若者へ、若者から成人へ、さらにそれぞれの境目にいる人たちに役立つことを考えて構成すると続けています。

多文化、多言語サービスや地域資料の収集、障害者サービス、子供によい本を届けるサービスなど取り上げましたが、こうしたサービスを支えるボランティアを養成してきた図書館の役割について、また専門的知識と経験を培ってきた図書館職員の役割について、認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の職員につきましては、今議員が紹介していただきました子供へのサービスも初め、さまざま取り組みをしてきているところでございます。職員につきましては、異動等で交代をい

たしますが、担当者を複数指定しておくことで、事業に支障が出ないように配慮をしてくれているものであります。

また、個人的な考えだけでは偏った企画や内容になる可能性がありますので、選書会議等においても、経験年数等を問わず、合議によりバランスのとれた内容となるよう努めておりまして、それが当市の特徴でもあるというふうに認識をしております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 図書館が行ってきたこうした講習会などの活動や、こうしたボランティアの方々を支えている図書館員の果たしている役割というのは非常に大きなものがあるし、敬意を表するものです。この力をもっともっと発展させていくってということが、求められてるというふうに思うわけです。

私が情報公開でいただいた資料に、平成30年度の図書館業務内容の実態調査結果についてという文書があります。その考察という項目の中に、今部長から御説明ありましたけれども、市立図書館では図書館の専門職は採用しておらず、正規職員は全て一般職となっている。そのため、おおむね3年で人事異動の対象となるとされ、そうした中で図書館員の能力と経験をどのように積んでいくのかという工夫と苦勞が記されています。

上林市議の一般質問で、保育士3名の新規採用に当たって、市の部長、課長の皆さんが保育士養成の教育機関に足を運んで、確保のために汗を流したってという答弁がありました。こうした努力には、拍手を送りたいと思います。

図書館職員は、一般職といっても、館長などが司書に入れられるように、特別な努力を払ってきたこともあって聞いています。30年記念誌では、図書館職員の仕事に位置づけて、司書資格を取らせるべきって意見も載っています。また図書館法第3条では、「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。」とされています。教育委員会として、この点、独自の努力が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） まず御紹介のありました20年の記録及び30年の記念誌という中で、図書館職員の役割などの御紹介ありましたが、図書館職員の役割というのは一言ではなかなか言いあらわすことができませんが、記念誌等の中では障害者、リクエスト、児童サービスなど、各種サービスを御紹介させていただいて、図書館の役割を紹介させていただいてるところです。

あと図書館法第3条のほうではですね、御紹介のように図書館の職員が、図書資料について十分な知識を持って、その利用のための相談に応ずるようにすることとされております。

ただ、配属されております職員につきましては、図書館長を初め、各地区の館長、係長、主事、主任、再任用短期職員、嘱託、臨時職員とさまざまございます。それぞれの事務分掌等に掲げられてる役割を持つほかに、図書館法第3条第3項のこの規定にかかわらず、図書館第3条に掲げる各項目について、図書館奉仕を遂行すると、そういう役割を担ってるというふうに自覚しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そういう点で、正規職員の中にやはり図書館司書をふやしていくということが必要なんではないかと思ってるわけです。嘱託員の図書館司書、報酬月額を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 報酬につきましては、現在、時給制をとっております。時給は1,480円となっております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 週30時間とすると、大体月に17万円、手取りだと14万円ぐらいになってしまうのではないのでしょうか。

後でも紹介しますが、超党派の議員で構成されている活字文化議員連盟、ここも図書館司書を官製ワーキングプアと言われる状況から解放し、社会的地位を確立すべきだとしています。ここにも図書館の抱える大きな課題があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長(小俣 学君) 図書館の司書ということでございますけども、確かに図書館の司書が多いにこしたことはないと思っておりますけども、役所全体の中で人事が考えられ、このところは司書の職員も役所のほうに戻ったりとか、そういうことは生じております。そういうこともあって、職員の努力で司書の資格を取りにいった取得した職員もいます。そういう職員がふえることを、私どもも考えるところでありますけども、こちらについてはやはり、なかなか思うようにふえない現状がございます。今後も職員には、自分の努力の中においてということになるかもしれませんが、司書の資格取得については、話をしながらですね、専門性を高めてもらいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番(尾崎利一君) これは組織として保障して、進める必要があるというふうに思います。図書館法第3条、先ほど指摘しましたが、図書館の職員が専門的な知識を持って、利用のための相談に応ずるようにする、その能力を身につけてなくてはならないということなわけです。その直後、多分第4条だったと思いますけれども、そこに図書館司書の条項が出てくるわけですね。ですから、やはりそのために図書館司書を置くということなわけですから、そういう組織的努力を求めたいと思います。

次に、子ども・子育て未来プラン、この中で図書館の果たすべき役割をどう考えているのか伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 図書館におけます事業といたしましては、現在、中央図書館の見学会とおはなし会及び出前おはなし会を対象に考えております。今後もこの当該事業などを継続して実施し、子供たちが本に接する機会を大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) 貧困の連鎖を絶つという上で、図書館の果たすべき役割は大変大きいと私は思います。以前、指定管理から直営に戻った他市の図書館の事例を紹介しました。子供読書推進計画に基づいて、家で本を読む習慣を身につけてもらおう。でも、貧困家庭やネグレクトなど問題を抱えた家庭では、とてもそんな状況ではない。そこで、市内全保育園で読み聞かせをやろう。そのためのボランティア育成などに取り組んでいこうということで、進めるということになっています。これは、推進計画作成の段階からかかわれる直営図書館だからできたと聞きました。

そして、市の施策に基づいて意欲的に取り組んでいる。中央館だ、地区館だということではなくて、挙げてやらなくては、これはできないわけです。図書館を切り刻んでしまつては、こうした取り組みもできないということになる。指定管理では、そもそも仕様書に書いていないことはお願いすらできないということにもなる。市が挙げて、子供の貧困、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めようというときに、図書館を切り刻むようなことはすべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○中央図書館長(當摩 弘君) 御紹介のありました他市の子育てに関する御案内につきましては、当該市の答申等にも掲げられておまして承知しております。現在、当市において、指定管理者制度の導入について検討しているところですが、そういったことも含めまして検討して、問題の起こらないような対応をとりた

いというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 図書館の仕事は、お金にならないわけですね。ですが、民主社会を支える不可欠の仕事です。30年記念誌では、学校図書館司書、図書館指導員の方々からの言葉も寄せられています。子供たちの現場で働く学校図書館司書の方々と、市立図書館の職員の皆さんが日常的に支え、援助している姿も浮き彫りになっています。以前、図書館を指定管理者制度から直営に戻した守谷市の事例を紹介しました。数になってあられる表面的なところは前進したが、レファレンスサービスなどの専門的なサービスが低下し、学校図書室への支援が弱体化したとして直営に戻されています。図書館の核になる事業を後退させる指定管理者制度導入は、やめるべきだと考えます。再度、伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、現在、指定管理者制度の導入につきましては検討しておりますので、そういったことも含めまして、再度整理して、報告などさせていただきたいと思っております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 指定管理者制度の導入についてということでございますけれども、これまで議員の皆様にご覧をしております資料の中で、本年7月の教育懇談会の資料にありますが、当市の地区館については、清原図書館において1週間の開館時間は現在33.25時間でございます。桜が丘図書館は、週40.25時間ということでございます。近隣市においては、東村山が週45時間、武蔵村山市が約週45.5時間、小平市が46.25時間、立川市が54.5時間ということで、当市の開館時間が少ない状況でございます。そのため、今回の見直しにおいて、その課題を解決するため、直営の見直しにあわせて、指定管理者制度の導入についても検討してきているわけでありまして。教育長答弁にもありまして、指定管理者制度の導入については、各自治体の判断に委ねられておりますので、教育委員会として結論を出して、市長に回答するまで慎重に検討を続けたいと、そのように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 指定管理者制度は、図書館になじまないということで、先ほど紹介した超党派の議員で構成する活字文化議員連盟ですね。会長は自民党の細田博之衆議院議員、民主党系の無所属、笠 浩史衆議院議員が事務局長。維新や公明党、共産党も含めて入っている議員連盟です。ここの公共図書館プロジェクトが出した公立図書館についての答申でも、指定管理者制度はなじまないというふうにしています。その理由が、どのようにここで述べられているのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 活字文化議員連盟の公共図書館プロジェクトから出されました答申、この中で指定管理者制度はなじまないという理由といたしましては、図書館研究者によりますと、導入初年度を除き、ほとんどのところで貸出し率等は大幅に減少しており、住民の図書館離れが始まっている。図書館業務に関する能力や知識、ノウハウを身につけたキャリアの継承が困難となる。業務に関する知識、技術、人材育成の蓄積、継承などが崩壊する。図書館業務に疎い行政当局には、企業者に意見できず、結果的に財政支出の高騰を招く矛盾が生じている事例がある。最後、指定管理や業務委託の図書館であっても、館長及び業務を統括する職員は自治体職員とし、必要な知識や経験を持った人材を登用しないと、これらの矛盾は解決できない。このようなことが、答申には盛り込まれております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 先ほど指定管理者制度導入の目的として、開館日、開館時間の拡大が触れられました。私がこれまでずっと図書館全体の事業をどう評価し、前進させていくのかという点、子供の貧困の問題も含めて、この場で取り上げてきたのは、図書館の事業全体をどう発展させていくのか。そのときに、指定管理者制度を導入することが、こうした本来の発展方向を阻害することになる、こういうことを指摘してるわけです。

同時に、開館日、開館時間の拡大ということも大切な市民の要求です。これ進めていく必要はあると思います。第1に、この間、2名欠員のまま運営していたことが明らかになりました。さらに、病欠もある。定員数をきちっと配置することが、まず大前提です。事業係長が2,500人工に及ぶ合理化案を出しているのですから、直営での改善は無理だという結論を出すためだけに利用するのではなく、精査して、例えば清原図書館の休館日を他と同様に週1日に減らすところから始めるなどの改革に、真剣に向き合うべきです。貸し出しは10時からだけでも、入館は9時からできるなどということだって、不可能ではないのではないのでしょうか。

第2に、館長が固執している清原図書館の休館日を1日に減らす。桜が丘図書館の夜間開館を週2日行う。祝日を開館として、その翌日を休館とするという3つの改革を行うには人員をふやすしかありません。これだけ大きなサービス改善に、人員増を前提しないのは理不尽です。きょう紹介したような、大きな役割を果たしている図書館の発展のために、減らし続けてきた正規職員の現行18名体制をふやす検討を行うべきです。窓口業務民間委託には反対ですが、市はこれで2名ほどの正規職員を他の部門に回せるとしているではありませんか。子供の貧困対策という点でも大変大事ですし、NHKの「AIに聞いてみよう」という番組では、健康寿命延伸に最も効果的なのは運動ではなくて読書だ。図書館に人を投入して、事業を拡大することが、健康寿命延伸という点で最も効率的だなどということも指摘されています。直営で事業改善を図るべきという図書館協議会の答申を尊重すべきです。いかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 今回の見直しにつきまして、一番大切なのは、図書館としましては、地域の実情、あるいは社会状況に見合った見直しをするということが一番重要なものというふうに考えてまいりました。諮問をさせていただく中でも、このことを理由に挙げて、答申をいただくということで進めてまいりました。今回の答申の中では、図書館の可能な範囲の中で見直しをという、地域の実情に見合った見直しと、図書館の可能な範囲の見直し、これがどこまですり合わせができるかというのが、大きな問題になっているというふうに考えております。ただ、実際にはなかなか現行の体制でも精いっぱいのところやってきている状況の中で、さらに加えたサービス、開館日の増加というのは非常に難しいものがありまして、これまで時間をいただいているというようなところなんです。ただ、可能性がないわけではなくて、それで、ここまで長い時間をかけて検討してきたということですので、決して指定管理者ありきということで検討してきたことではございません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私は、図書館の本来の役割、本旨を守らなくてはならない。あれやこれやの改善だと言って、本旨が投げ出されたのは本末転倒だということを指摘してるんです。図書館の正規職員は3年連続で欠員が1名、1名、また2名と生じ、さらに病欠もあるという状況に今置かれています。一般論として、民間活力導入を進める際には、その分野からベテラン職員を次々と外し、力を削いで、この程度のことなら民間に任せてもできるだろうという世論をつくろうとするということがあります。

長年にわたって培ってきた東大和市立図書館の力を結集して、図書館事業を発展させていただきたいというふうに思います。国民の知る権利よりも企業利益が優先されざるを得ない。指定管理者制度導入は行うべきではないということを再度申し上げて、この項については終わります。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

---

午後 3時56分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 次は、2番目の公民館、老人福祉館、市民センター、集会所などの有料化についてのことです。

施設使用料の有料化については、無料となっているものを有料化するという方法、ほとんどが無料となっているものについて、減免規定を見直してほとんどを有料化するということも含め、さまざまに検討されているようです。

いただいた資料を見ると、公民館、学習等供用施設、老人福祉館、集会所のほかにも、郷土博物館観覧料、小中学校の体育館や校庭、教室などの使用料、駐車場なども含め、公共施設等白書の施設カルテに載っているものを全てってということ、全ての公共施設が検討対象となっているという理解でいいのか伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 施設使用料のあり方検討の対象につきましては、基本的には市が策定をいたしました使用料・手数料見直しに係る基本方針に基づいて見直しを行うこととなっております集会所、老人福祉施設、市民農園、学習等供用施設、郷土博物館、公民館、小中学校施設等でございます。

また検討内容の一つといたしまして、新規の使用料について検討することとなっておりますので、その際には東大和市公共施設等白書施設カルテに掲載されております施設等を参考に、検討を行うことを考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ですから、施設カルテに載っているもの全てが検討対象になるって理解でいいんじゃないんですか。

○行政管理課長（木村 西君） 施設カルテに載っている施設等は、全て対象としております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ、その検討、やめていただきたいというふうに思います。こうした市民への負担増を計画するのであれば、まず道路占用料、大企業3社だけに年間2,500万円値下げをした道路占用料をもとに戻すということを、真っ先にやっていただきたいというふうに思います。

次に、公民館の使用料について、第2回定例会での上林議員への答弁で、東大和市公民館条例第10条に基づき、社会教育法第20条以外の目的のために、公民館を使用する場合は使用料を徴収し、館長が特別の事由があると認めた場合に減免できると答弁し、館長が認める特別な事由については、公民館ホールや学習室を希望する団体で、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体及び公民館を定期利用する団体を減免できると答弁しています。こういうことでいいのか、再度伺います。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 館長が認める特別な事由についてであります。令和元年第2回定例会での上林議員の一般質問に対しまして、公民館長が認める特別な事由については、公民館ホールや学習室を希望する団体で、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体及び公民館を定期利用する団体を減免すること。また、現在、公民館で利用している団体につきましては、令和元年5月末現在1,410団体あり、そのうち減免の対象となっている団体は1,338団体、割合として94.8%となっておりますと答弁いたしました。

しかし、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体及び公民館を定期的利用する団体は、社会教育法第20条で定める目的に沿う活動をしていることから、公民館長が特別な事由を認めて減免しているという答弁は誤りでございました。ここで令和元年第2回定例会での答弁内容を訂正させていただきたくお願い申し上げます、おわび申し上げます。

○6番（尾崎利一君） これ大事なところなので、今確認させていただきました。サークルなどの社会教育関係団体が無料なのは、減免ではなくて、社会教育法20条の目的に沿った利用だから、本来の利用として無料だということで今答弁の訂正がありました。これは確認させていただきます。

次に、三多摩テーズについて。

第2回定例会で、やはり同僚議員、上林議員がたどりました。これは1974年に、東京都教育庁が発行した「新しい公民館像をめざして」という文書の略称です。これについて社会教育部長は、公民館は三多摩テーズの考えを参考に、地域社会の活性化のため、また地域づくりの拠点として人々が気軽に集い、楽しみ、生涯にわたって学ぶことができる場所として運営をしてきたと認識していると答弁されました。しかし、11周年に作成された「東大和市民館のあゆみ」では、公民館の役割として、当市における公民館では、三多摩テーズを規範として活動を展開しているとして、三多摩テーズにおける4つの役割が詳述されています。

また、20周年記念誌では、保谷市が公民館に来る人だけが公民館の相手じゃない。公民館だよりで全市民に公民館を届けるんだということで、お金もかけて公民館だよりをつくり、利用者が倍々とふえていった事例が紹介されています。また浦和市では、大型店を駅前に誘致するという市の方針と、真っ向から対立する講座を開催した市長部局から独立した公民館の役割についても語られています。

公民館50周年に向けた公民館運営審議会の答申では、三多摩テーズにあるように、公民館は住民の自由なたまり場という役割を担っている。しかし、東大和市では、中高校生や青年たちが安心して集える場所が不足していることが長年の地域課題の一つになっている。特に次世代を担う中高校生や青年たちにとっての居場所づくりのために、どのような方策があるのかをテーマとした座談会を夏休みに行う遊空間等で開き、意見を聞く機会を設けたいとしています。

そして40周年記念誌では、三多摩テーズ全文が掲載されています。三多摩テーズは、東大和市の公民館活動の参考という程度のものではなく、この三多摩テーズにのっとって活動すべき規範そのものではありませんか。伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 公民館における三多摩テーズの認識についてであります。昭和49年3月、東京都教育庁社会教育部社会教育主事室が発行した「新しい公民館像をめざして」という刊行物が、いわゆる三多摩テーズと言われております。三多摩地区におけます住民のための公民館の設立が盛んに求められておりました昭和40年代から、この三多摩テーズを規範として公民館活動を支えてきたということは、議員の紹介された過去の周年誌にも記載がありますので、承知しているところであります。

私の答弁につきましては、この三多摩テーズが発行されてから、約45年たっているわけですけども、その今日でさえ、私自身もその内容を読んで参考にすることがあるという意味で、参考という言葉を使ったものであります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 規範という点では、認識は同じだということだと思います。

30周年記念事業では、公民館開館30周年宣言が採択されました。ここでは最後に、「これらの市民の学びを支

えるために、だれもが無料で使え、市民と職員の共同を基調とした学習が展開される公民館をめざします」とされました。これは三多摩テーゼで示された、公民館無料の原則を踏まえたものです。

今回、私は公民館の周年事業の記念誌からいろいろ紹介しましたがけれども、公民館が一部の人のためのものではなく、全市民を対象とした社会教育施設であり、受益者負担の原則などを当てはめるべき施設でないことは明らかではありませんか。この点での認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 三多摩テーゼに伴いまして、公民館の使用料の有料化ということになるかと思いますが、三多摩テーゼにつきましては、これまで活動してきた方の規範とかよりどころとか、いろんな言葉が使われておりますけれども、そういうものとして使われてきたということは承知しておりますけれども、必ず法的にどうしても、必ず、義務としてですね、必ず守らなければならないという、そういうところまでのものではないというふうには認識しております。

ただ、そういう中ですね、やはりこれまでも答弁してきてますけど、市財政が苦しくなればですね、施設の運営だけでなく学ぶ権利にも支障が出てまいりますので、利用者が施設を使う光熱水費などの費用がかかるという点では、持続可能な行財政経営のために見直しが必要という認識であります。あとは受益者負担の適正化という観点で、使用料を徴収することは地方自治法の規定により可能であるということで見直しをしていると、そんな認識でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 先ほど図書館の問題を取り上げ、今公民館の問題、取り上げていますけれども、やはり社会教育そのものの根幹にかかわる大きな問題だっているふうに考えます。三多摩テーゼで無料の原則がどのように表明されているか、一部紹介します。

公民館が住民の自由な学習、文化活動の場であり、自由なたまり場として差別なく均等に開放されるためには、公民館は無料ではなくてはなりません。個人的な利用であろうと、サークルや団体の利用であろうと、また講座や学級への参加であろうと全て無料でなければなりません。公民館は憲法に規定されている教育を受ける権利、文化生活を営む権利、集会の自由の権利などを住民が行使していくための施設であり、言いかえれば住民自身の施設であります。したがって、住民が公民館を無料で利用していくことは当然の権利であり、逆に使用料を納めることは、保障されているはずの権利に矛盾することになります。例えば現在、急速にふえつつある小さなグループや、財政力の弱いサークル等が、公民館を利用する場合、使用料を納めることは、常時、公民館を使用しにくくなり、サークルやグループの活動の発展を阻害することになります。このように書かれています。

東大和市の公民館が活動の規範としている三多摩テーゼのこの規定を、どのように考えるのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 三多摩テーゼに、今議員が言われた内容については書かれておりまして、私も承知をしているところであります。ただ、これからもずっと公民館はあいていなければいけないと思うんです。財政が苦しくなって閉めるとか、1館減らすとか、ずっとこれからの利用者のために、やっぱりあいてなきゃいけないと思いますから、やはりその今後の運営のためにも、そういう受益者負担の関係で、使用料の負担をお願いするようなことというのは、やはり全体の中で見直しをしていく必要はあるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） お金の問題は、集め方の問題であり、使い方の問題です。今の憲法のもとで、福祉や教

育に優先してお金を使い、市民の暮らしを守っていくということは、国も自治体も含めた行政の最大の責任だというふうに思います。

公民館は、社会教育法で規定された施設であり、職員を置いて公民館事業を展開している施設ですから、そういう意味では特別な施設ですが、集会所や学習等供用施設、老人福祉館、老人福祉センターについても、草の根で地域社会を支える草の根民主主義を弱める点では同様であり、これら施設を有料化すべきではありません。

いただいた資料では、ことしの9月25日に開催された使用料・手数料検討部会で、こうした文書があります。ほとんどの市民が利用するとか、特定の市民が利用する、こういう表現は、住民福祉の向上のために設置された公共施設については当てはまらないのではないかという意見。これはもっともな意見だと私は思います。広く市民に開かれた公共施設に対して、特定の人だけが利用するなどとして受益者負担を迫るのは、全くお門違いではありませんか。有料化すべきではありません。いかがでしょうか。

○**企画財政部長（田代雄己君）** 現在、使用料・手数料、そのもののあり方を検討してるところでございます。その一つの大きな理由というのは、受益者負担という考え方があるものと思ってるところでございます。さらに、その根幹になるものは、やっぱり厳しい財政状況というものがあるかと思っております。先ほど市長のほうの御答弁もありましたように、将来的な財政負担かなり大きいものがあります。

そういう中で、財源の確保ということで、それぞれがどういうことができるかということで、幅広に現在検討してるところでございます。そこで、現在あり方ですので、本来ですね、その使用料・手数料としてはどうあるべきか、そしてどういう形で負担が必要というか、受益者負担としてあるべきかということ、全体的にそこを検討してるところでございます。ですので、そのあり方全体、幅広に検討してるところでありますので、今は公民館もそうですし、他の公共施設についても検討してるというような状況でございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** お金の問題は別問題として、公民館を支えてきた方々、図書館を支えてきた方々、こうした方々の活動や、そしてその理念そのものが正しいのか、正しくないのか、その点についてきちっとした評価を行わずに、そうした有料化について論ずるというのは、大変行政のあり方として誤っているというふうに言わざるを得ません。

情報公開でいただいた資料によると、老人福祉センターについては、昭和52年、厚生省社会局長通知により原則無料とされ、4つの老人福祉館については、昭和40年、厚生省社会局長通知により、原則無料とされています。無料とする国の考え方が示されているにもかかわらず、それでも有料化を検討するのでしょうか、伺います。

○**行政管理課長（木村 西君）** 老人福祉施設につきましては、老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について、昭和52年、厚生省社会局長通知によりまして原則無料。ただし、必要により徴収する場合は、当該利用に直接必要な経費以下の額と規定されております。また、老人憩の家の設置運営について、昭和40年、厚生省社会局長通知によりまして、原則無料。ただし、特別の設備を設け、利用させる場合は、実費徴収できると規定されてるところでございます。これらの通知がありますことは認識しておりますので、これらの通知、また他市の状況等を参考に現在検討してるところでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 冒頭に申し上げましたけれども、これらの有料化については行わないよう求めて、この

項を終わります。

次に、市財政について伺います。

廃プラ施設建設については、当初13億円とされていた建設費が、2倍の26億円で膨れ上がり、市民から不信や疑念の声が集中したところです。大きな施設建設の場合、その必要性や安全性、市財政への影響や市民負担について、丁寧に説明がなされ、理解を得ることが必要だと考えますが、見解を伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 施設建設に当たりましては、今回、事業者であります小平・村山・大和衛生組合におきまして、施設整備基本計画の段階から御説明のほうは申し上げさせていただいてるところでございます。また説明に当たりましては、やはり丁寧な御説明ということはもちろんであります、誠意を持った形で説明をしているというような形では考えさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市にとっても大きな財政負担になるので、市としてもやはり説明が必要なんではないかというふうに考えるわけです。

ごみ焼却施設は、衛生組合の事業ですが、市の財政負担は決して小さなものではありません。衛生組合では、これにかかわって468億円を超える債務負担行為が設定されました。東大和市が建築系の公共施設の更新に必要としている940億円の約5割に及ぶ巨大な額となります。下水道更新や建築系公共施設の更新と違い、既に予算に計上され、始まっている事業です。内訳は、新ごみ焼却施設の建設費232.3億円、解体費32.2億円、ごみ焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の運営費、約20年で203.8億円です。今後の市財政に対する影響をどのように見込んでいるのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ごみ焼却施設の更新につきましては、今議員おっしゃったとおり大きな金額が必要となります。この金額につきましては、建設費のおよそ3割、こちらにつきましては国により交付金という形で、財政措置が受けられるという形で考えてございます。また、国の交付金を除いた額につきましては、組織市であります小平市、武蔵村山市及び東大和市の3市で負担するという形でございます。また運営費につきましては、現在、小平・村山・大和衛生組合負担金という形でお支払いしている金額、これで相殺できる見込みは持っておりますが、積算条件等が同一ではないため、今後、衛生組合から内訳という形で提示があるものと見てございます。やはり市の財政につきましても、一定程度負担金という形の増額というところは、避けられないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これ、もう既に先ほど申し上げたように、債務負担行為も設定され、そういう意味では始まっている事業ですので、やはり現時点で市民に、市に対する負担がどうなるのかということが、明確な形で示される必要があるというふうに思います。ごみは全市民の受けるサービスであり、国や都の財政措置も含めて税で賄われるのが基本だと考えます。有料ごみ袋代など、市民や事業者のごみ処理手数料の値上げにつながることはないのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ごみ処理施設の新設、また建て替え、こういったものに関しまして、先ほども申し上げたとおり国から一定の財政措置がまずされます。それ以外は、まず一般財源という形で賄わなければならないと。ごみ処理施設などの更新に伴いましては、今回、ごみ処理手数料の改定という形でございますが、その改定の必要性などにつきましては、小平・村山・大和衛生組合、これを組織しています3市及び衛生組合、交えまして検討していく必要は今後あるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 有料ゴミ袋代などについて、これはもう市が独自に判断する問題だと思うんですね、衛生組合と相談するっていう問題ではない。だから、この問題について、私は今申し上げたように反対です、そういうふうに反映させるのはね。

いずれにしても、市の財政負担がどうなるのかっていうことが、現時点で明確に答弁されないということそのものが、私はちょっと問題なんではないかというふうに思っています。市民にきちっと説明されるということ、早急に説明されることを求めています。

日本のプラスチックごみの6割が輸出されていると言われていますが、輸出が規制されてだぼついている。国はこれを自治体に焼却施設で燃やすよう求めており、市民の不信と不安も高まっています。先ほど指摘したように既に予算が通過し始まっている事業です。市財政に対する影響も大きい。市としても、施設の必要性や規模が適正であること、安全性や財政問題など、市民に周知し、理解を得る取り組みを進めていくのは当然のことだというふうに思います。今申し上げたように、早急にこうした説明を市としてきちっと責任を持って行うよう求めています。

次に、4番目の国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充についてに移ります。

桜が丘3丁目の国有地2万2,000平米についてですが、地方自治体が使用する場合の優遇措置について、一切ないということですが、どうしてなのか、理由を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 当該国有地の処分方法についてであります。国に確認をさせていただいております。優遇措置の取扱いについての通知で、次のように定められているとの説明を受けております。

通知の中に、1、基本的考え方（2）対象財産として、イ、（ホ）に該当するということであります。これは、国家公務員宿舎の削減計画を受けた特定国有財産整備計画の変更により建設を中止した宿舎の建設予定地を売り払う場合というものであります。これに基づき、優遇措置の取扱いがないと伺っております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） この土地は、もともと米軍基地があったところです。東大和市に返還せよということで、市民ぐるみの運動があったにもかかわらず、国の所有とされた上、その後、40年近くにわたってそのまま放置されてきました。市の玄関口にあるということを考えれば、この40年間にわたる放置は、市の発展を阻害してきたと言ってもいいと思います。こういう点でいえば、国が東大和市に謝罪をして、無償で提供すべき土地だということに私は思います。その40年の間、国家公務員宿舎用地とされた期間は、いつからいつまでなのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 国からは、平成21年から平成22年までであると聞いております。以上です。

○6番（尾崎利一君） 今答弁あったとおりですけれども、この40年の間、国が国有地としておきながら、活用せずずっと放置してきて、平成21年になって国家公務員宿舎用地とすると言って、22年にはそれを取りやめる。そのことを理由にして、優遇措置は適用されないんだというふうに言ってるわけですね。この主張は、私は道理がないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市といたしましても、国有地の処分方法として、市が計画した

利活用方法に対しまして、優遇制度が適用されることが望ましいと思います。しかしながら、国からは、先ほどのように通知等に基づき説明を受けているものであります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私は、この経過から見て、どう考えても国の主張には合理性がないというふうに言わざるを得ないと思います。優遇措置を適用させるということも含めて、有効な活用を進めていただきたいというふうに思います。

次に、参議院宿舍跡地については、日本共産党市議団が関東財務局立川出張所や財務省、厚生労働省にも赴いて交渉し、現在介護施設用地として活用すれば、50年間の土地の賃料を61%減額する土地となっています。これについては有効活用を求めておきます。

次に、都有地ですけれども、水道局用地、都が保育園に活用する場合の優遇措置を明らかにした段階で、日本共産党市議団が、その活用による認可保育園建設を要求してきた土地です。上林議員への答弁で、令和4年4月の開園を目指しているということがわかりました。これについても、ぜひ計画どおり進むようお願いしておきます。

東京街道団地と向原都営団地の空き地などについては、進展がないという理解でいいのでしょうか。公園などについて協議しているとのことですが、その内容を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地につきましては、公園などについて協議しているところでございますが、現時点で進展はございません。向原団地につきましては、地区計画の変更に向けまして、今後、協議をしていくというところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 公園などの協議っていうのは、具体的なもう少し内容的なものは、答弁できればお願いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 公園につきましては、トイレの設置やかまどベンチなど、防災機能などについて協議していますが、具体的なところはまだ決まっておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 向原団地の空き地についての都市計画、地区計画の変更っていうことですが、これは北側の地区計画について変更するっていうことでの話し合いが始まるっていう理解なのか、それとも両方一緒に何か地区計画、変えるっていうようなことになっていくのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 地区計画につきましては、北も南も含めた形での地区計画でございますので、変更につきましても両方、合わせてというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、2つの給食センター跡地とみのり福祉園跡地については、市有地等利活用検討委員会で活用方法を確認したとのことですが、私が求めた資料では、黒塗りのノリ弁で出てきて内容が全くわかりません。他の議員の質問にも、詳しくは答弁ありませんでした。検討委員会で確認した活用方法ですから、議会の場で明らかにすべきではないかと思いますが、伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 第一学校給食センター及び第二学校給食センターとみのり福祉園、おのおのの跡地の利活用についてであります。所管部の検討をもとに、利活用方針案について、市有地等利活用検討委員会に諮ったものであります。その後、再検討を行うこととしておりますことから、市内部の検

討過程にありますことによりまして、お答えできる範囲での御答弁とさせていただきます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 私がいただいた資料の範囲では、市有地等利活用検討委員会では、活用方法について確認した上で、さらに検討するっていうふうになってると思うんです。検討委員会で確認してる内容について、明らかにすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 再検討が求められております課題についても含めまして、まずは主管部等での検討案を踏まえました再検討となりますので、現時点では繰り返しになりますが、市内部の検討過程にあるということから、お答えできる範囲での御答弁にとどめさせていただきます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） そうすると、利活用検討委員会から一旦出て、所管部に戻って、もう一度、利活用検討委員会にこれ戻ってきて、決定過程に進んでいくっていう理解でよろしいのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 再検討が求められてる課題について、改めて検討いたしました結果、また市有地等利活用検討委員会等への議題と供することになるかと考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ちょっと内容がわからないので、これ以上のことは言えませんが、しかしなるべく検討過程を市民の前に明らかにしていただくということは、私は大切なことではないかというふうに思います。

それで、2つの給食センター跡地については、他の議員への答弁の中で売却ではなく貸す方向だと、しかも上物についてもそのまま貸せないか検討しているというようなことでした。備品についてもそのまま貸すっていうようなことも検討しているのか、また備品や建物については、相手方の負担で処理することを前提に、土地を貸すっていうようなことを検討しているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 再検討の課題の一つは、市の経費負担を最小にすることです。御質疑いただきました項目等につきましては、それらのことも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） わかりました。よくわからないっていうことがわかりました。

それで、次にみのり福祉園跡地については、これも他の議員への答弁で、当初の検討内容を踏襲して検討を進めているということでしたが、当初の検討の内容、どういうものだったのか確認したいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 老朽化が進みます、やまとあけぼの学園の機能を拡充いたしまして、施設整備を図ることを優先して検討するという事としております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 子育て支援センターも、ここへ持ってきて、子育て包括支援センターも、そこへ入れていくっていうことも、当初の検討だったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 事業者とのサウンディング——公募型市場調査の中で、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭支援センターですね、そういったものの総合的な子育て支援拠点の設置ということで、それについても事業者との対話などを重ねましたけれども、事業者からはですね、それについては非常に厳しいというようなことのお答えをいただいているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、これについても、先ほど2つの給食センターのところで、市の経費負担を最小にするということで検討してるということですが、みのり福祉園跡地についても、この検討の課題というのは、市の経費負担を最小にしていってということなのか、これも含めてその検討課題がどういうものなのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 他の議員の方のときにですね、御質問に対しても御答弁をさせていただいておりますけれども、やはり可能な限り市財政への影響等を軽減していけるように、特定財源の確保につきまして、国や東京都との間で制度の確認をしていく必要があるということでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今回、4つの課題を取り上げて質問させていただきました。

とりわけ、図書館の問題、公民館の問題、やはり図書館や公民館を支えてきた市民の皆さんから、そっぽを向かれてしまうような決定はすべきではない。これらの活動の本旨を守るという点で、市と教育委員会が賢明な判断をされるということを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時35分 延会